

八街市こども計画

[令和8年度～令和 11 年度]

【案】

令和 8 年 1 月

八街市

「ごあいさつ」掲載予定

目 次

第1章 計画の概要	1
第1節 計画の背景と目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画の対象.....	3
第5節 計画策定体制.....	3
第2章 八街市の現状	5
第1節 子育て家庭を取り巻く環境.....	5
第2節 生活実態・意識調査からみた八街市のかども・若者について.....	16
第3節 関係施設・団体調査.....	36
第3章 計画の基本的な考え方	38
第1節 基本理念.....	38
第2節 基本方針と体系.....	39
第4章 施策の展開	42
基本方針1　こどもまんなかを支えるまち.....	42
基本方針2　こども・若者が安心して成長できるまち.....	52
基本方針3　こども・若者の未来を地域で育むまち.....	65
第5章 計画の推進体制	72
第1節 計画の推進体制.....	72
資料編	73
第1節 八街市子ども・子育て会議設置条例.....	73
第2節 八街市こども計画策定の経過.....	75
第3節 子ども・子育て会議委員名簿.....	76
第4節 用語解説.....	77

○本計画における「こども」表記について

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で区することのないよう、「こども」表記をしています。

これを踏まえ、下記の基準により、本計画においても「こども」で表記しています。

（1）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

（2）特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：子供・若者育成支援推進大綱における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名、組織名や施設名称

○本計画における「障がい」の表記について

本計画ではハンディキャップのある障がい者ご自身の心中と、「害」という漢字が与える印象を配慮して、「害」という文字を「がい」とひらがな表記しています。

法令用語や固有名詞などは、文字を変更することにより、本来示すべき対象が特定できなくなるおそれもありますが、文中に「障害」と「障がい」とが混在し、混乱を引き起こすことを避けるために、法令名、法令用語、国の指針など、固有名詞も含めて「障がい」と表記しています。

第1章 計画の概要

第1節 計画の背景と目的

近年、こども・若者を取り巻く状況は、貧困を始め、虐待、いじめや体罰・不適切な指導、不登校、障がいなど多岐にわたっており、様々な背景により、深刻化・複合化しています。このような困難な状況に置かれたこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長し、生活を送ることができる社会であることが求められています。

このような中、我が国は、令和5年4月にこども基本法を施行し、こども家庭庁を発足させました。そして、令和5年12月に「こども大綱」と「こども未来戦略」を策定しました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しており、それを「こどもまんなか社会」と表現しています。より具体的には、「すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」としています。

本市では、住民のこども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、令和7年3月に「子どもが心豊かに健やかに育つまち」を基本理念に「第3期八街市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定し、乳児等通園支援事業の整備などを計画に位置づけました。

このたび、「こども大綱」の目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、「こども・若者計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、「少子化に対処するための施策」を包含した「八街市こども計画」を策定します。

第2節 計画の位置付け

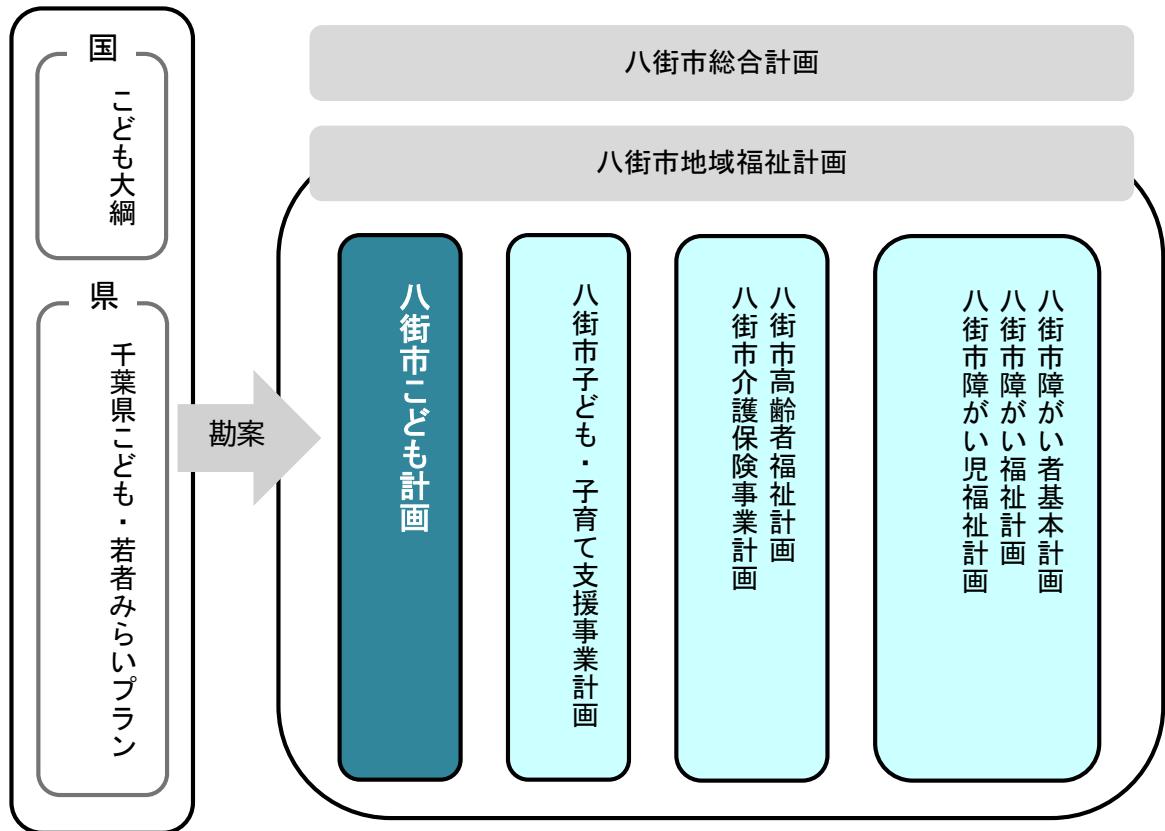
1 計画の位置付け

この計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国の「こども大綱」及び千葉県が策定する「こども計画」を勘案して本市におけるこども施策を定めるものです。

また、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「子ども・若者計画」、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に基づく「市町村計画」及び少子化社会対策基本法第4条に基づく少子化に対処するための施策を内包した、こども・子育て・若者支援に関する総合的な計画として一体的に策定するものです。

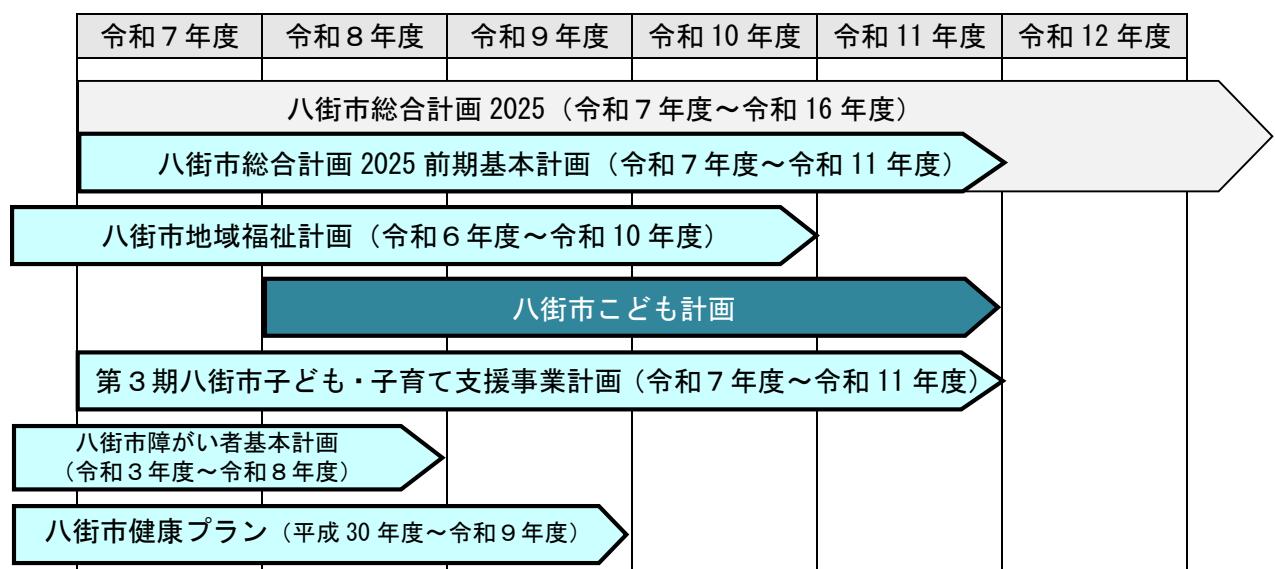
2 他の計画との関係

本計画は「八街市総合計画」が掲げる基本理念や将来像をもとに、八街市地域福祉計画を上位計画とする八街市におけるこどもに関する総合的な計画です。また、教育・健康・福祉分野の各種計画との整合を図るとともに、その他の分野の個別計画との連携を図ります。



第3節 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。



第4節 計画の対象

本計画は、すべての子ども・若者を対象とします。年齢で必要なサポートが途切れることなく、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らせるよう支えていくものです。また、子育て当事者も対象とするほか、子ども・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象とします。

【本計画内でのライフステージごとの定義】

乳幼児期	学童期	思春期	青年期
義務教育年齢に達するまで	小学生	中学生～ 概ね 18 歳 (高校生年代)	概ね 18～29 歳

なお、本計画が対象とする「子ども」は、子ども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」とし、「若者」は、思春期のうち高校生年代と青年期の者としています。

第5節 計画策定体制

1 八街市子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法において市町村に設置することが努力義務化されている「審議会その他の合議制の機関」として「八街市子ども・子育て会議」を設置しました。

2 子どもの生活実態・意識調査

計画の策定に先立ち、小学5年生と中学2年生の子どもと保護者を対象に、子どもの生活実態を把握するための調査、また15歳から29歳で八街市に在住している者を対象に子ども・若者の意識調査を令和7年4月にWebにて実施しました。また、声を聞かれにくい子ども・若者に対しても生活実態調査を実施しました。

調査名	対象者	有効回収数 (有効回収率)
子どもの生活実態調査	小学5年生 (子ども・保護者) 408件	子ども：350件 (85.8%) 保護者：116件 (28.4%)
	中学2年生 (子ども・保護者) 459件	子ども：406件 (88.5%) 保護者：108件 (23.5%)

	校内支援教室・教育支援センター（ナチュラル）利用児童・生徒 80 件	21 件 (26.3%)
こども・若者の意識調査	15 歳から 29 歳で八街市に在住している者 1,500 件	258 件 (17.2%)

3 関係施設・団体調査

こども計画の施策に関連すると考えられる市内のことども・子育て支援関係施設・団体に対して、こどもへの対応や運営状況等を把握するための調査を令和7年8月に実施しました。

調査名	施設・団体	有効回収数 (有効回収率)
関係施設・団体調査	こども・子育て支援 関係施設・団体 12 件	12 件 (100.0%)

4 パブリックコメント

計画素案に対して、住民の皆さまから幅広く意見をいただきために、令和8年1月15日から令和8年2月17日までパブリックコメントを実施しました。

5 こども・若者からの意見聴取とフィードバック

こども計画の策定に際し、計画の主体となるこども・若者からの意見聴取と計画内容のフィードバックの機会として、令和8年1月16日に市内小中学校及び高校に在籍することどもから意見聴取を実施し、フィードバックの機会を設けました。

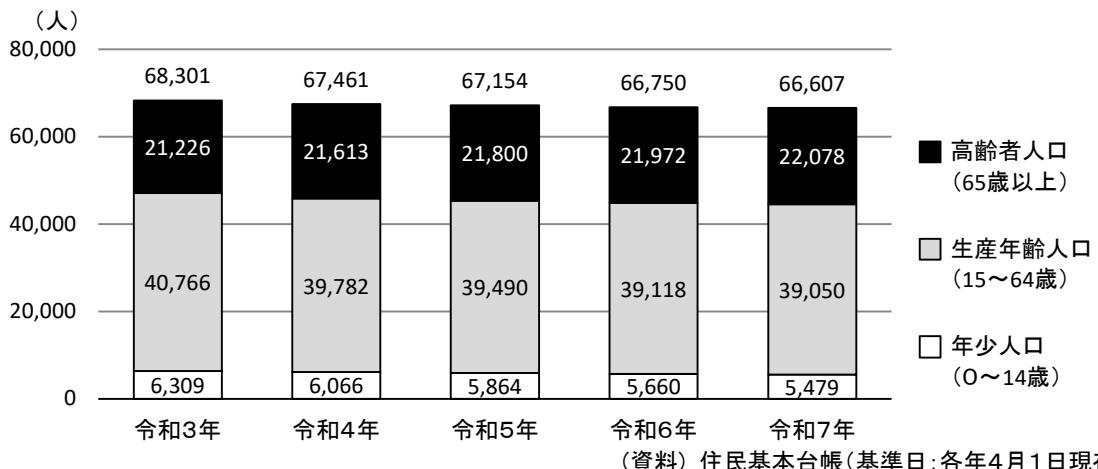
第2章 八街市の現状

第1節 子育て家庭を取り巻く環境

1 人口の推移と少子化の動向

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

令和3年以降の総人口は68,301人から減少を続け、令和7年は、66,607人となっています。年齢3区分でみると生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は、総人口と同じく令和3年以降減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加が続いている。



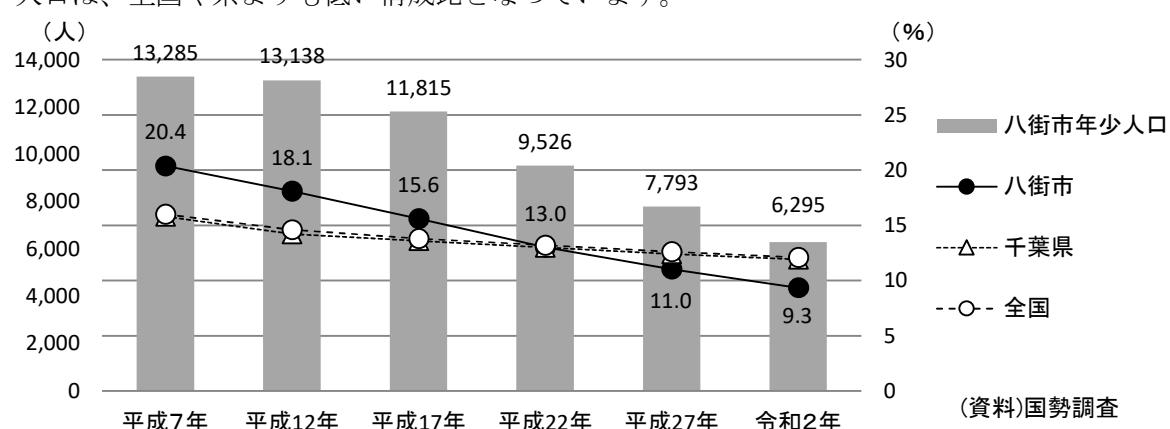
(資料) 住民基本台帳(基準日:各年4月1日現在)

年	年少人口(%)	生産年齢人口(%)	高齢者人口(%)
令和3年	9.2	59.7	31.1
令和4年	9.0	59.0	32.0
令和5年	8.7	58.8	32.5
令和6年	8.5	58.6	32.9
令和7年	8.2	58.6	33.1

(2) 年少人口の推移

(資料) 住民基本台帳(基準日:各年4月1日現在)

年少人口は、減少傾向となっており、令和2年には6,295人となっています。構成比は、継続して減少傾向にありますが、平成17年までは、県及び全国と比較すると本市はやや上回って推移してきました。令和2年には本市が9.3%、県が11.7%、全国が11.9%と年少人口は、全国や県よりも低い構成比となっています。

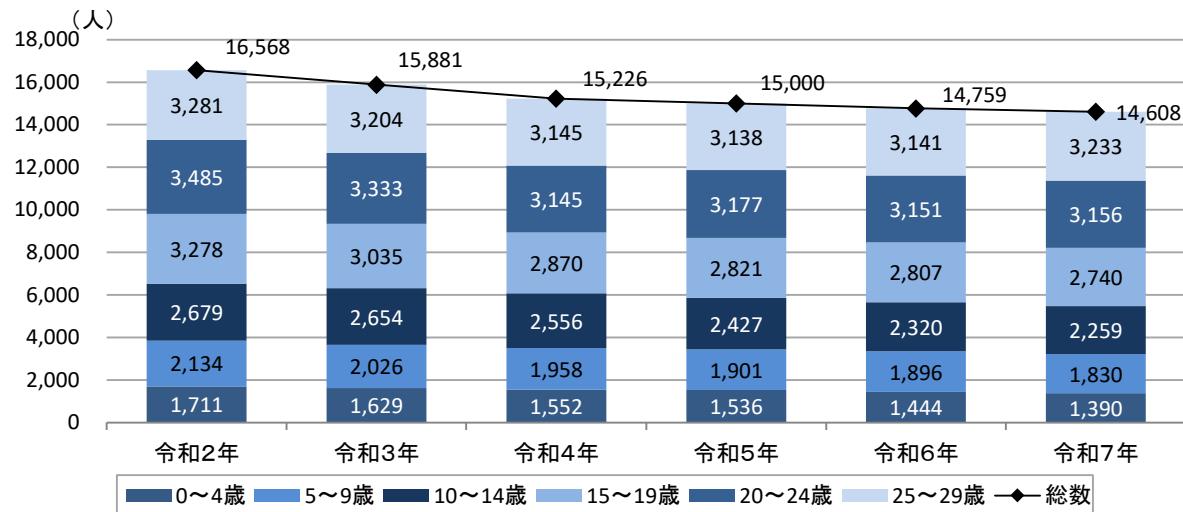


(資料)国勢調査

※年少人口及び構成比は、年齢不詳を含みません。平成27年、令和2年については、不詳補完値により算出しています。

(3) こども・若者人口の推移

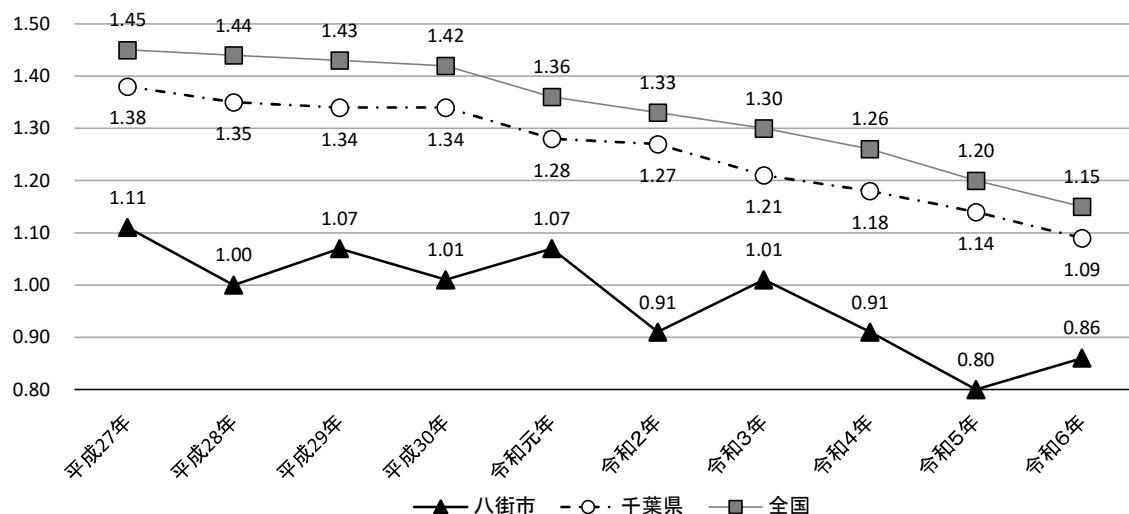
本計画の対象となる29歳以下のこども・若者の人口推移は、令和5年及び令和7年の20~24歳、令和6年の25~29歳が前年より増加していますが、総数、各年齢区分とも減少傾向にあります。



(資料) 八街市住民基本台帳(基準日:各年3月31日現在)

(4) 合計特殊出生率

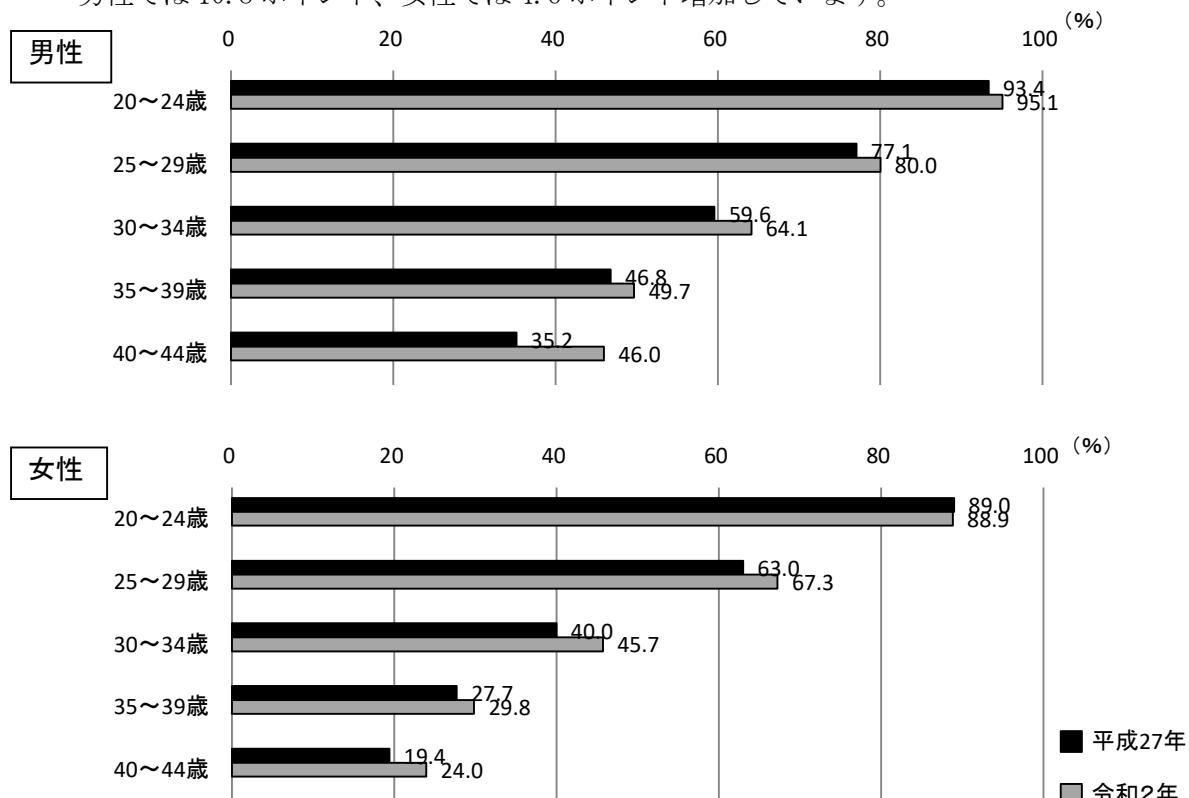
本市の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数)は、県及び全国を下回って推移しています。



(資料)千葉県衛生統計年報

(5) 未婚率

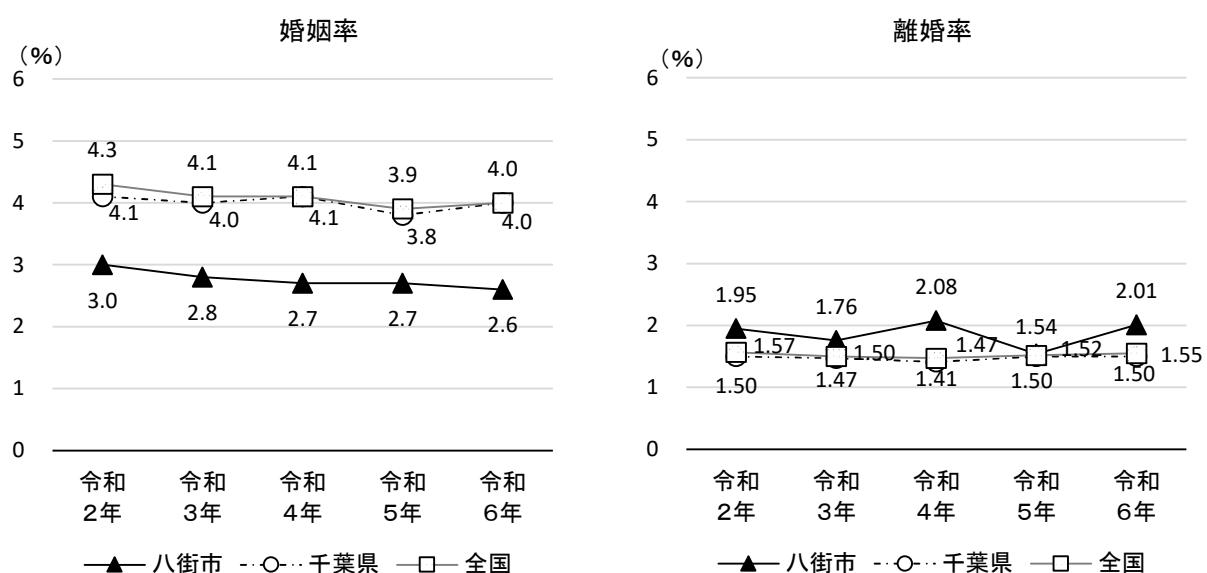
未婚率を平成27年と令和2年で比較すると女性の20～24歳を除く全ての年齢区分において、男性、女性とも令和2年が上回っています。特に40歳以上の未婚率が高まっており、男性では10.8ポイント、女性では4.6ポイント増加しています。



(資料)国勢調査

(6) 婚姻率・離婚率

本市の婚姻率（人口千人あたり件数）は県及び国を下回って推移しているのに対し、離婚率（人口千人あたり件数）は県及び国を上回る推移となっています。

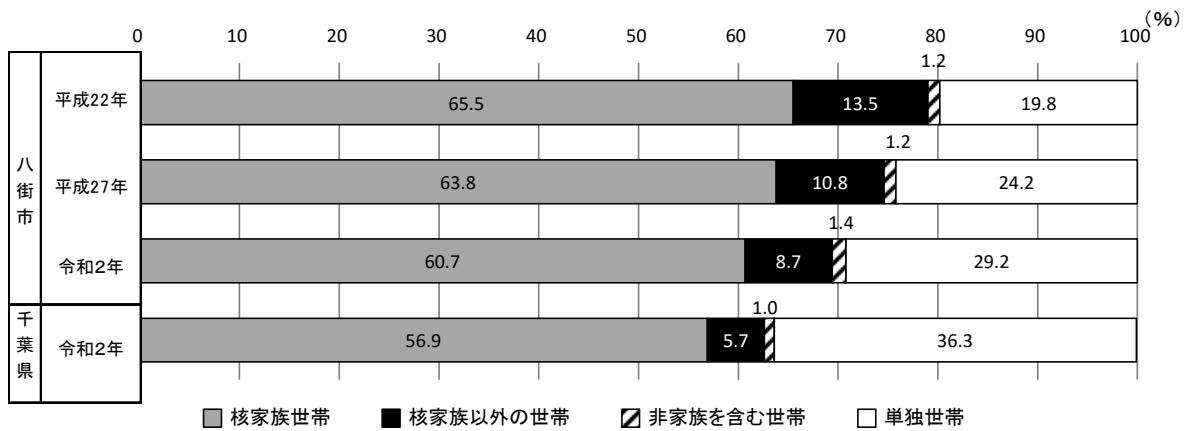


(資料)千葉県衛生統計年報

2 家族の形態と女性の就労

(1) 家族の形態

本市の家族形態は、令和2年核家族世帯が60.7%と県の56.9%を上回ります。単独世帯は、次第に増えつつありますが本市の29.2%に対し県は36.3%と県が大きく上回ります。

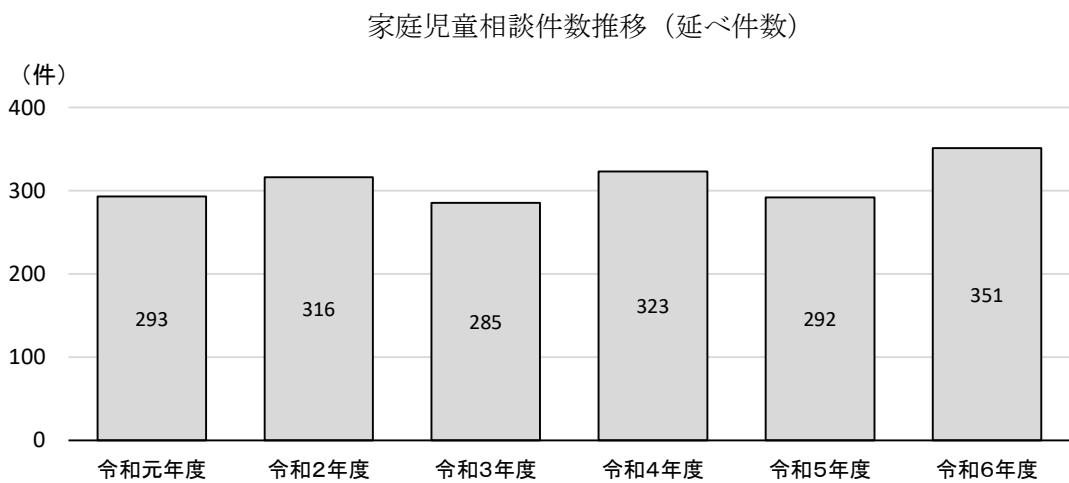


3 相談・支援等の状況

(資料)国勢調査

(1) 家庭児童相談の状況

家庭児童相談件数は、増加傾向となっており令和6年度には、351件となっています。

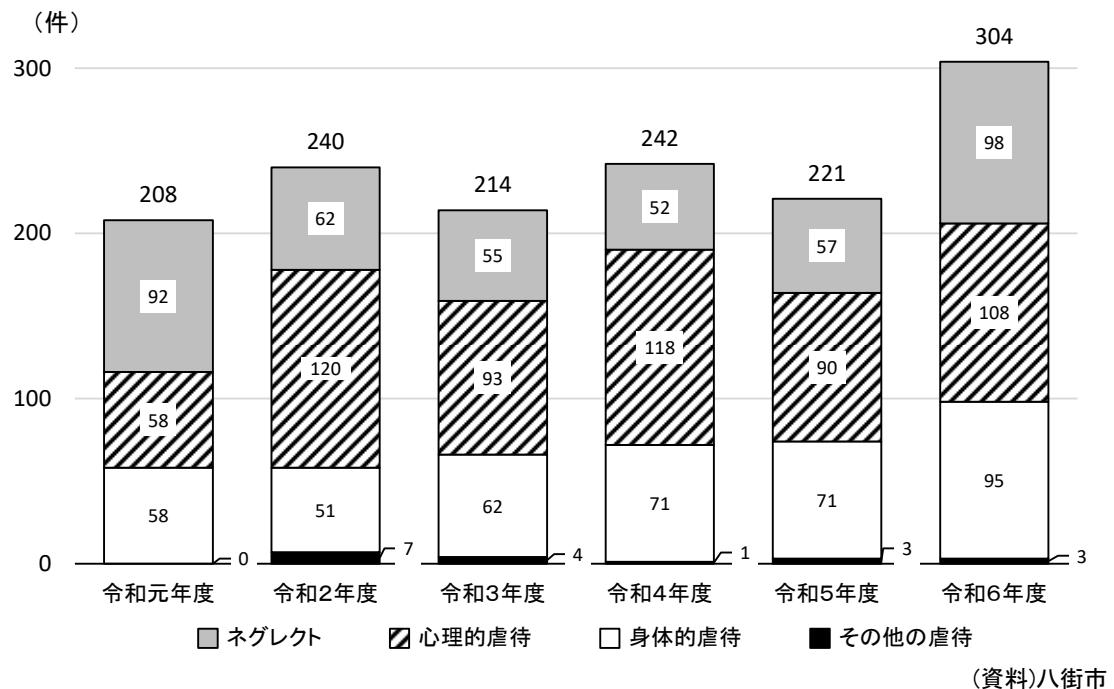


(資料)八街市

(2) 児童虐待の状況

児童虐待対応件数は、令和6年度には304件と前年度より大幅に増加しています。対応内容の内訳は、年度によりばらつきがありますが、近年心理的虐待の割合が多くを占めています。

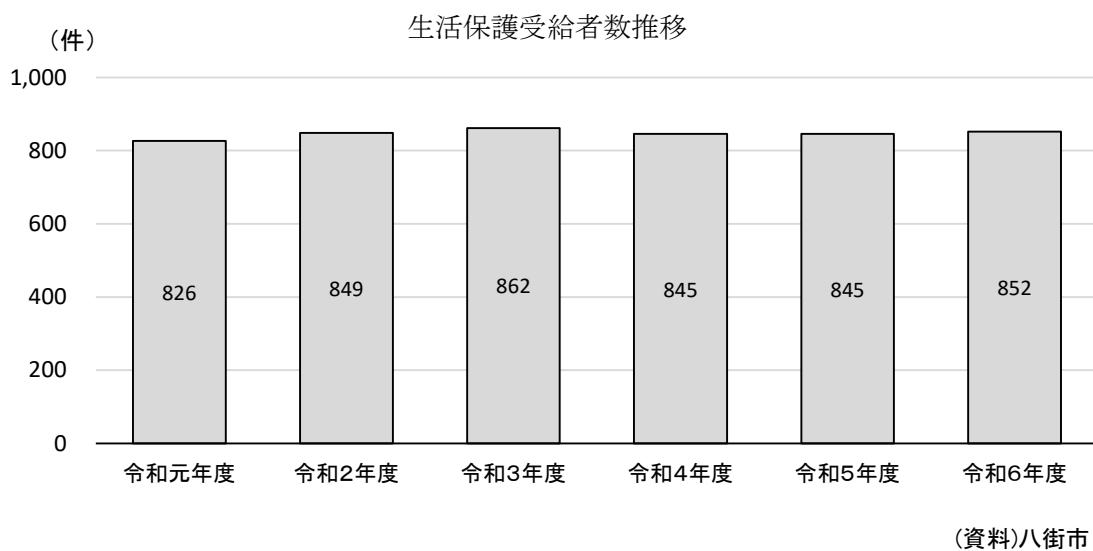
児童虐待対応件数推移



(資料)八街市

(3) 生活保護の状況

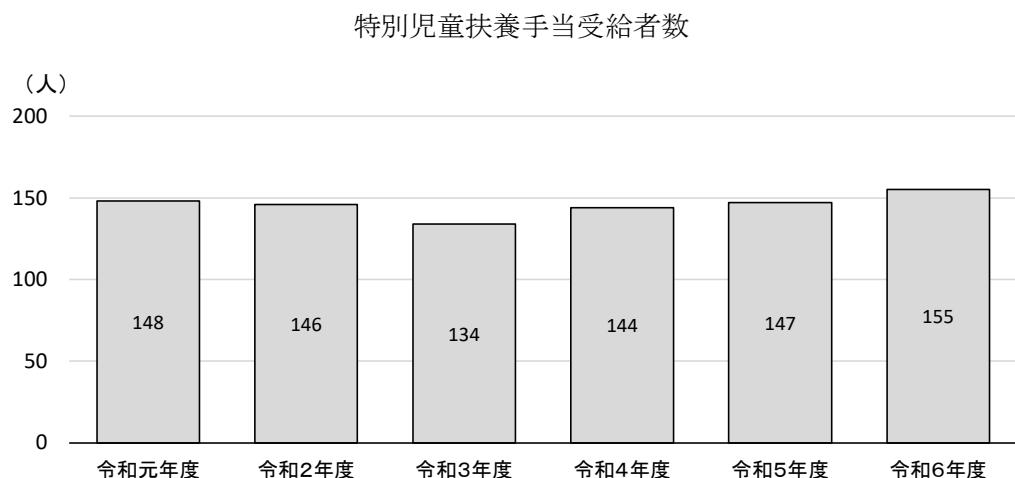
生活保護世帯数は、令和3年度をピークにやや減少しましたが、令和6年度では852世帯となっています。



(資料)八街市

(4) 特別児童扶養手当受給者数

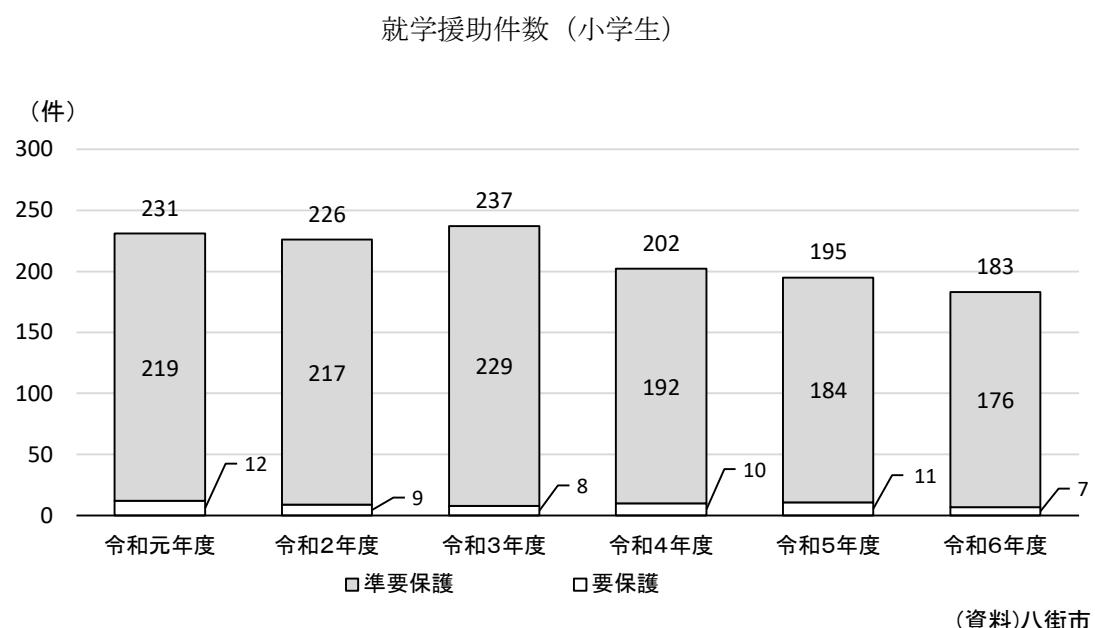
特別児童扶養手当受給者数は、令和3年度まで減少傾向にありましたが、令和6年度では増加傾向となっており、155人となっています。



(資料)八街市

(5) 就学援助件数（小学生）

就学援助件数（小学生）は、要保護、準要保護の全数で、令和4年度より減少傾向となっており、令和6年度では全数で183人となっています。

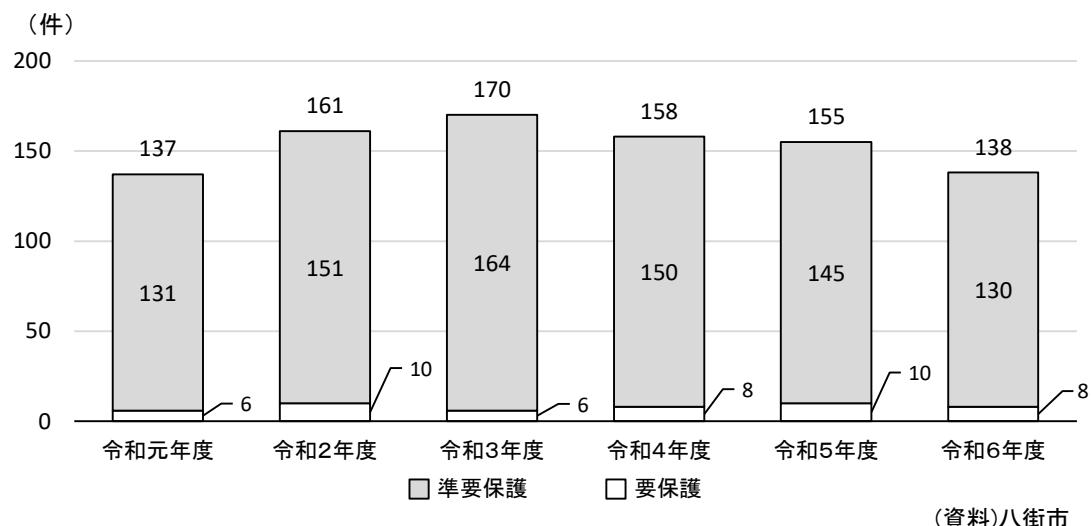


(資料)八街市

(6) 就学援助件数（中学生）

就学援助件数（中学生）は、要保護、準要保護の全数で、令和4年度より減少傾向となつており、令和6年度では全数で138人となっています。

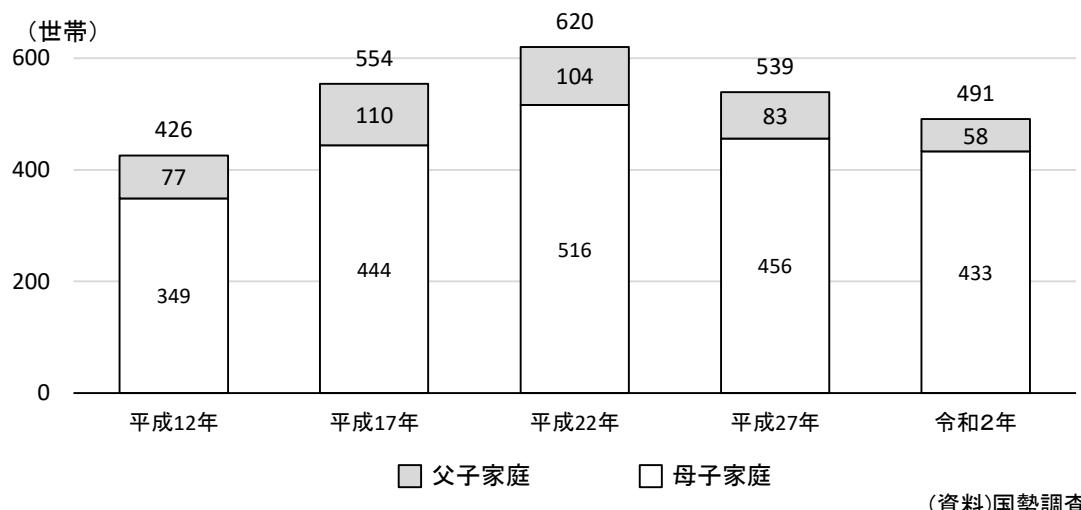
就学援助件数（中学生）



(資料)八街市

(7) ひとり親世帯の推移

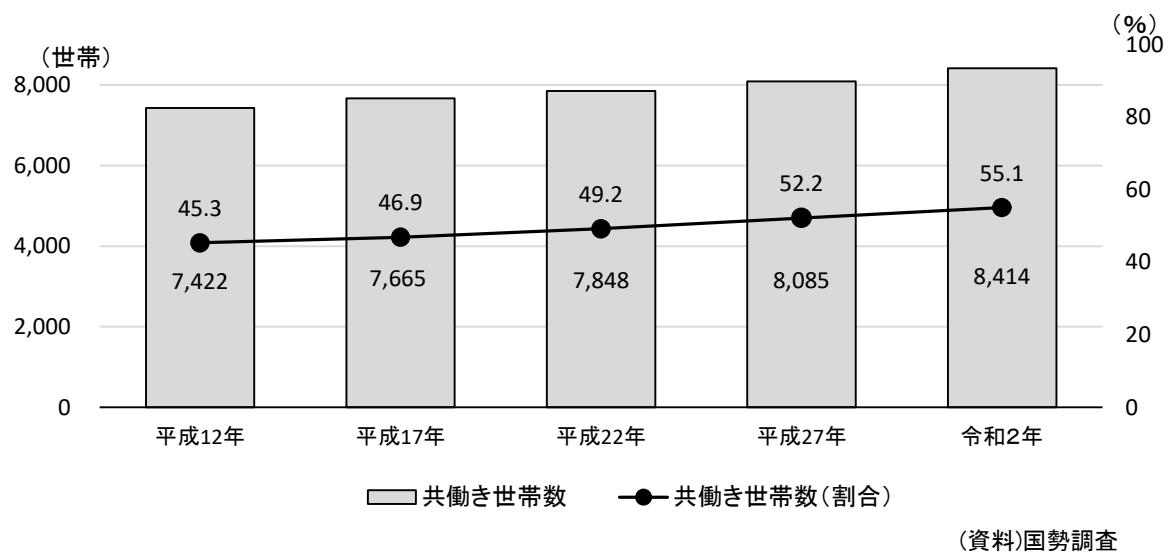
ひとり親世帯の推移をみると、平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年には539世帯に減少し、令和2年には491世帯で、うち父子家庭58世帯、母子家庭433世帯となっています。



(資料)国勢調査

(8) 共働き世帯推移

共働き世帯数は、増加傾向となっており、令和2年には8,414世帯となっています。それに伴い、共働き世帯数割合も増加傾向となっています。

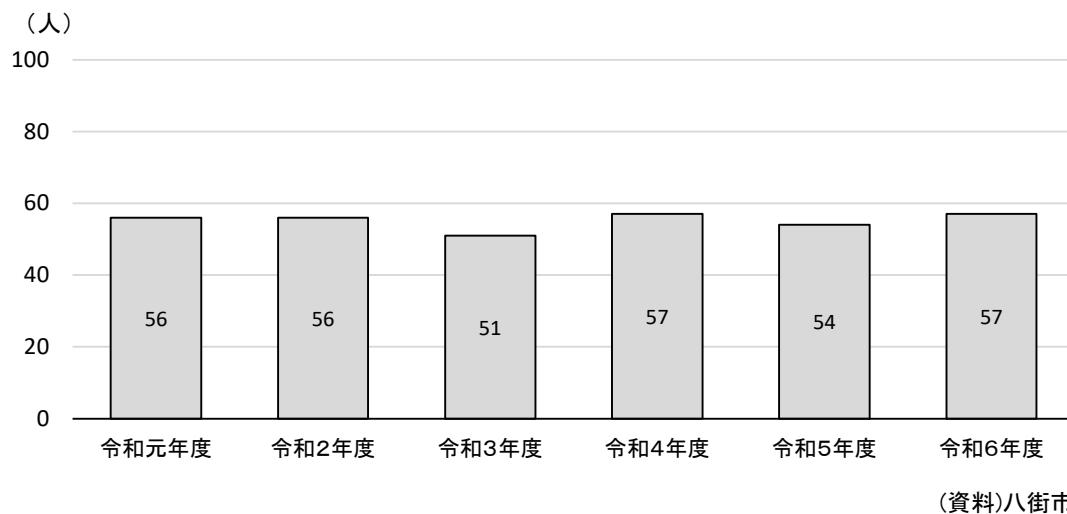


(資料)国勢調査

4 障がい児等の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数 (18歳未満)

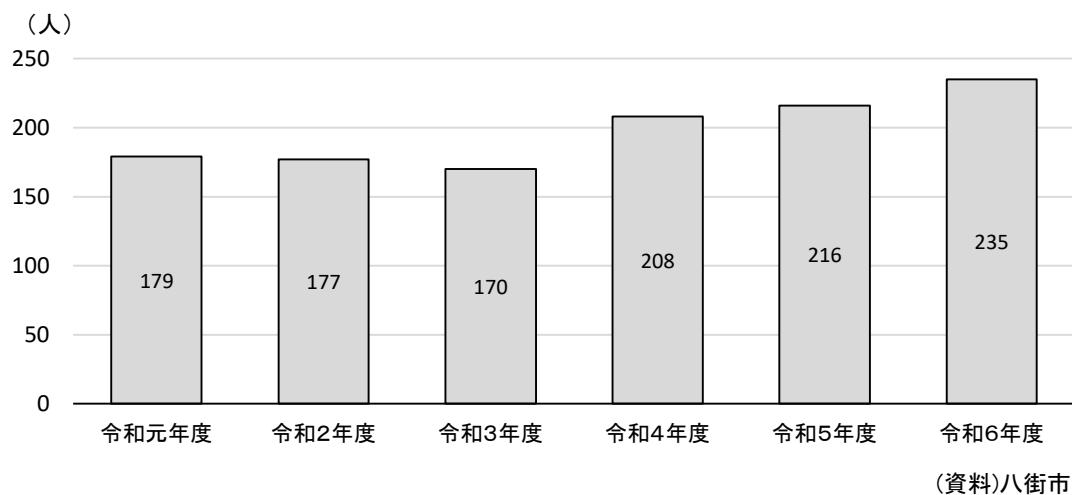
18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、令和元年度から令和6年度まで50人台を推移しており、令和6年度は57人となっています。



(資料)八街市

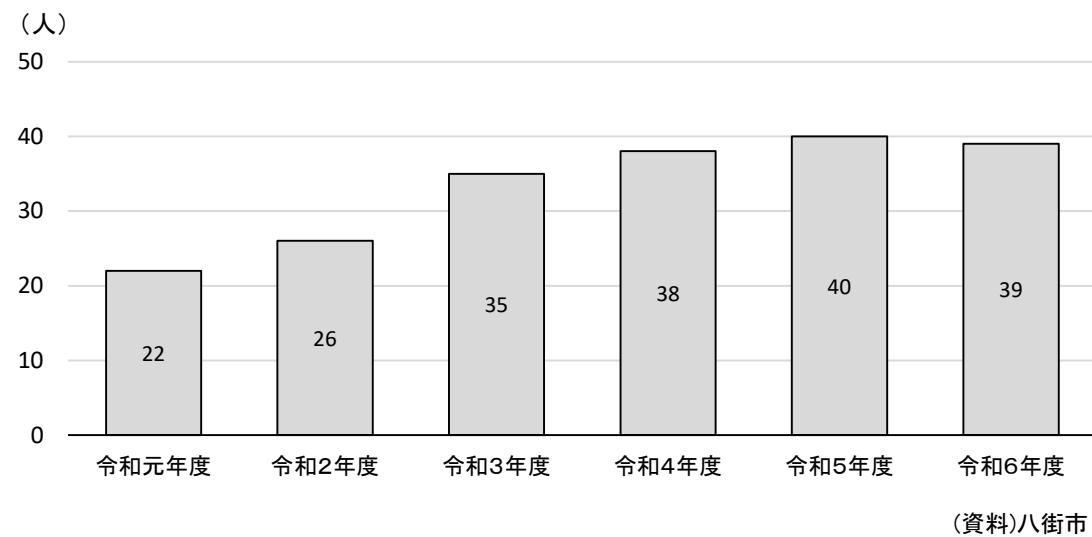
(2) 療育手帳所持者数（18歳未満）

18歳未満の療育手帳所持者数は、令和4年度から増加傾向となっており、令和6年度には235人となっています。



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（18歳未満）

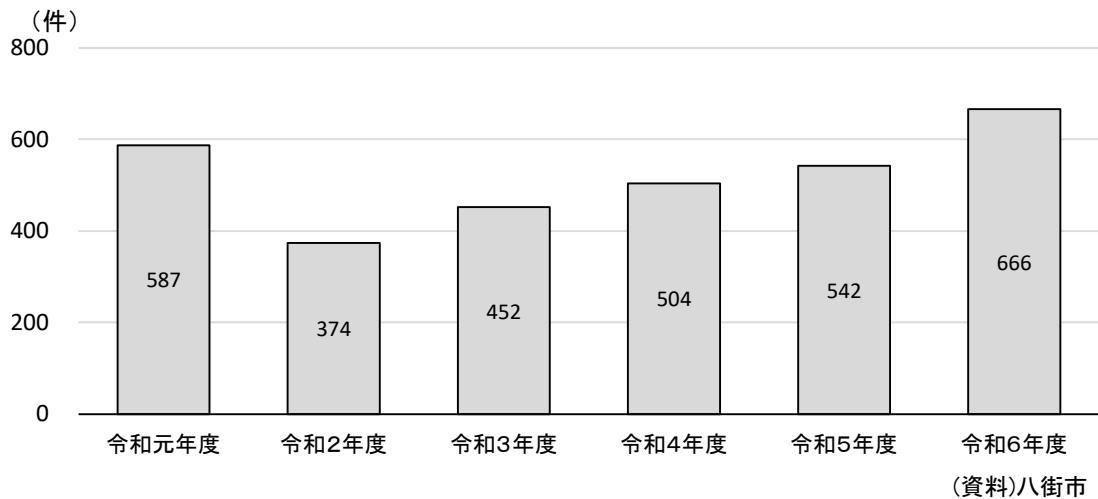
18歳未満の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年度まで増加傾向にあり40人となっていました。令和6年度は39名となり、1人の減少となっています。



5 いじめ・不登校の状況

(1) いじめ認知件数推移（小学校）

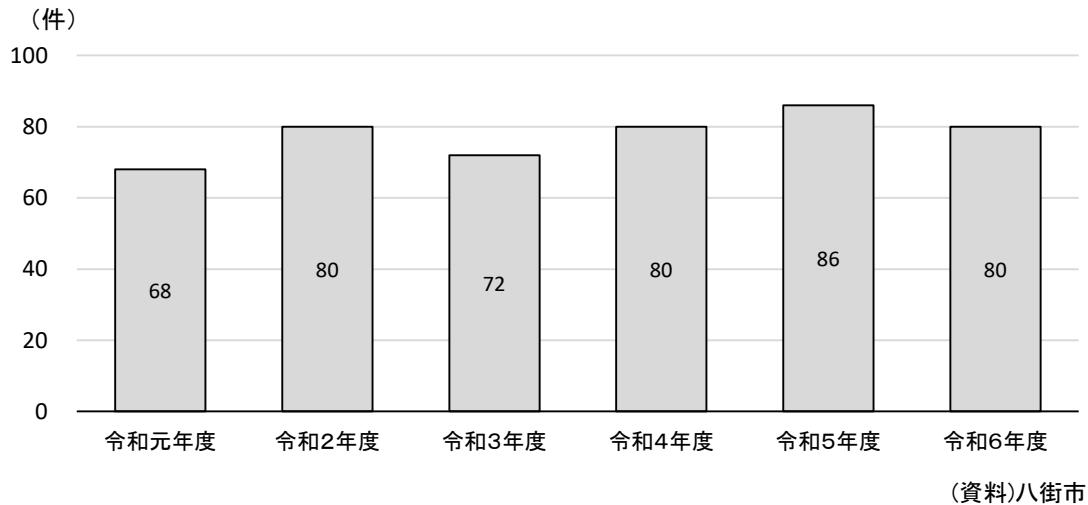
小学校におけるいじめ認知件数は近年増加傾向となっており、令和6年度ではいじめ認知件数は666件となっています。



(資料)八街市

(2) いじめ認知件数推移（中学校）

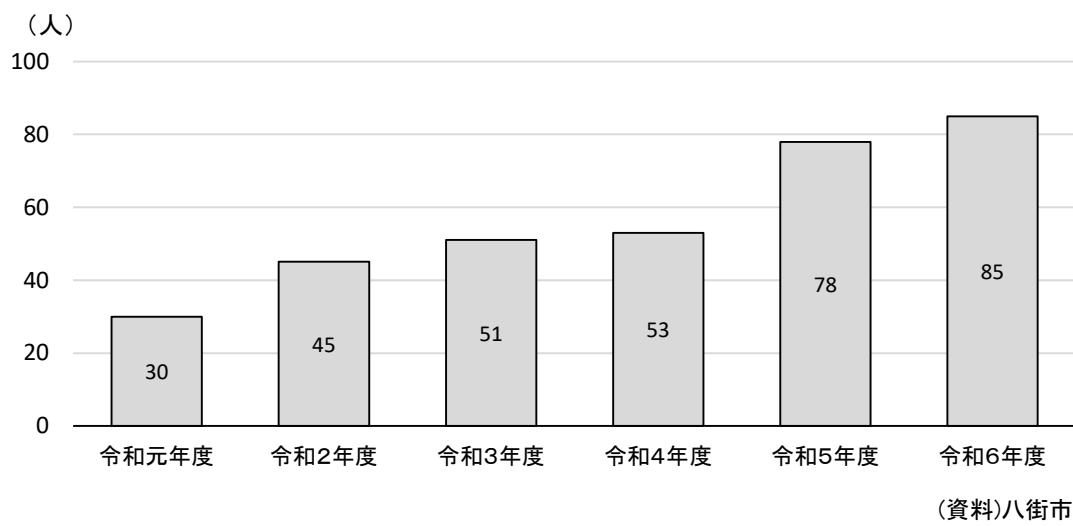
中学校におけるいじめ認知件数はばらつきがありますが、令和6年度ではいじめ認知件数は80件となっています。



(資料)八街市

(3) 不登校児童数推移（小学校）

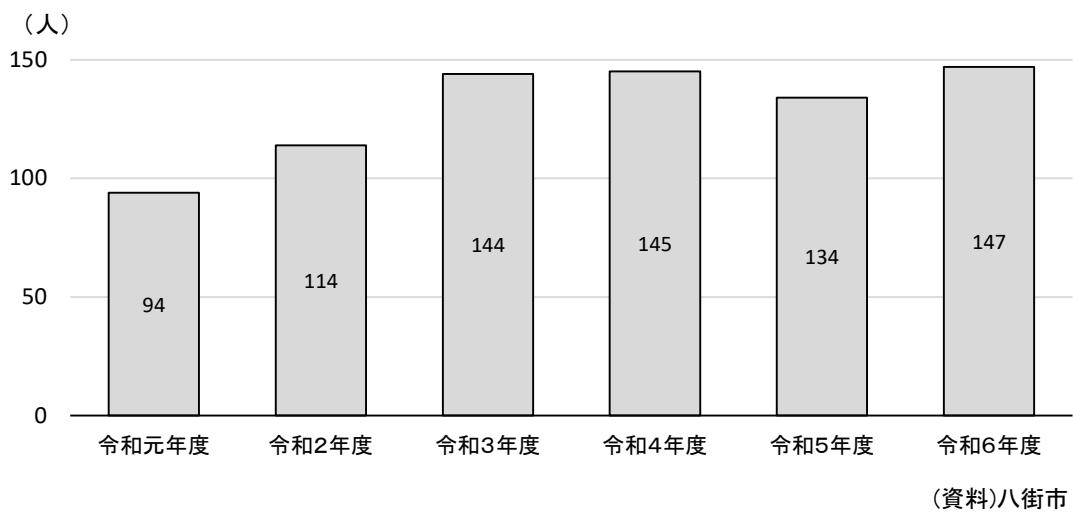
小学校における不登校児童数は、令和6年度まで増加傾向となっており、令和6年度には85人となっています。



(資料)八街市

(4) 不登校生徒数推移（中学校）

中学校における不登校生徒数は、令和4年度まで増加傾向となっており145人でした。令和5年度は134人と減少しましたが、令和6年度には147人と再び増加となりました。



(資料)八街市

第2節 生活実態・意識調査からみた八街市のことども・若者について

1 調査概要

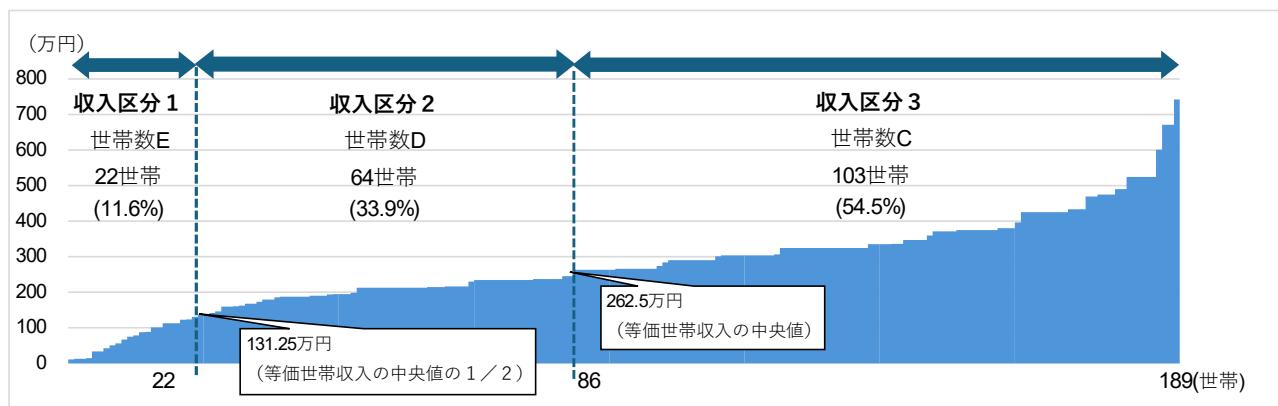
ことどもの生活実態調査、ことども・若者の意識調査を令和7年4月～5月に実施しました。分析に際しての視点として、貧困の影響を分析するために「収入の水準による分類」、ひとり親世帯の影響を分析するために「世帯の状況による分類」、ヤングケアラーと考えられる世帯の影響を分析するために「家族等のお世話の状況による分類」を用いクロス集計を行いました。

なお、調査結果の数値については小数第2位を四捨五入しているため、単数回答（選択肢が1つの設問）においても、内訳を合計して100%に合致しない場合があります。

2 分析の視点

①収入の水準による分類

【収入区分について】



②世帯の状況による分類

世帯分類	件数	割合
ふたり親	178 件	84.4%
ひとり親	29 件	13.7%
その他	4 件	1.9%

③家族等へのお世話の状況による分類

世帯分類	件数	割合
いる	175 件	23.3%
いない	575 件	76.7%

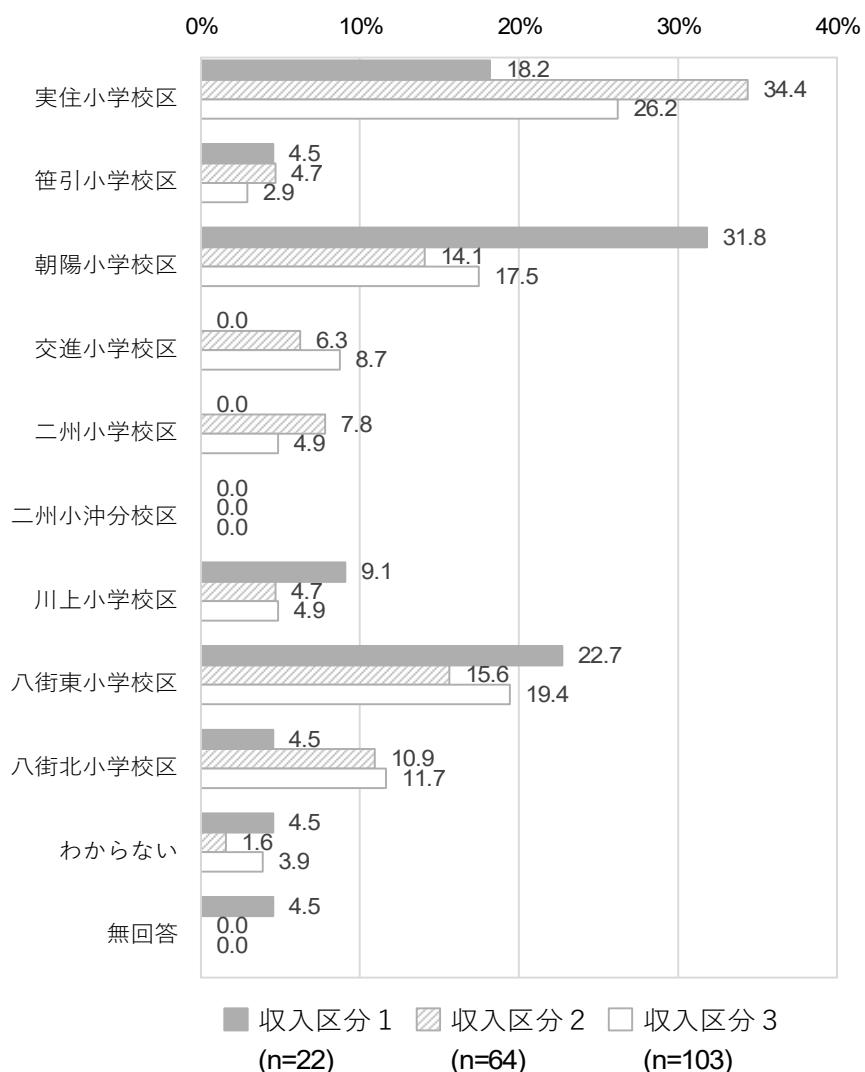
3 調査結果の概要

①お住いの地区について【こども編】

【収入区分別】

- 収入区分別にみると、「収入区分1」では「実住小学校区」(34.4%)の割合が最も高く、「収入区分2」、「収入区分3」では「実住小学校区」(各34.4%、26.2%)の割合が最も高くなっています。また、「朝陽小学校区」(31.8%)、「八街東小学校区」(22.7%)、「川上小学校」(9.1%)では「収入区分1」の割合が高い傾向となっています。
- 「朝陽小学校区」では、「収入区分1」の割合が他学校区よりも高くなっています。

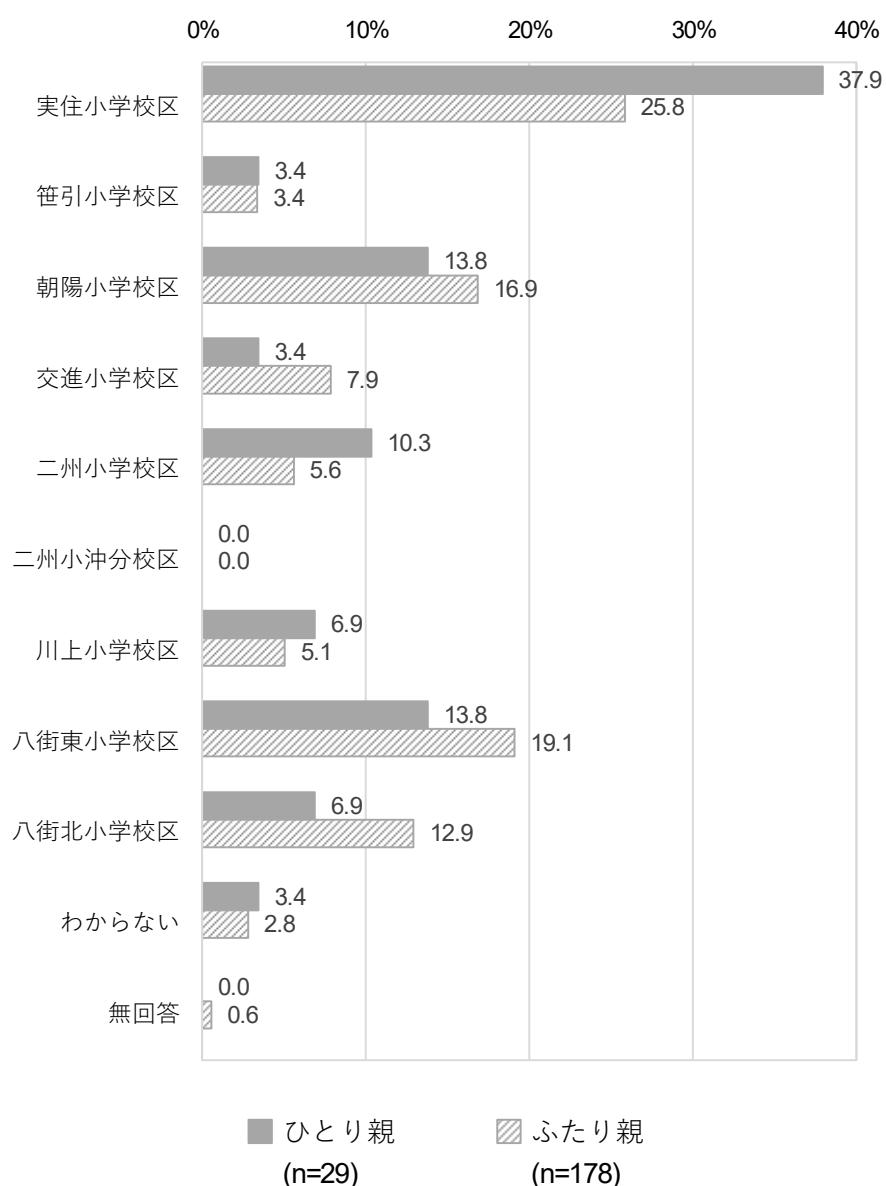
お住いの地区 [単数回答]



【世帯の状況別】

- 世帯の状況別にみると、いずれの世帯でも「実住小学校区」の割合が最も高くなっています。また、「実住小学校区」(37.9%)、「二州小学校区」(10.3%)、「川上小学校区」(6.9%)、「わからない」(3.4%)では「ひとり親」の割合が高い傾向となっています。
- 「実住小学校区」「二州小学校区」では、「ひとり親」の割合が他小学校区よりも高くなっています。

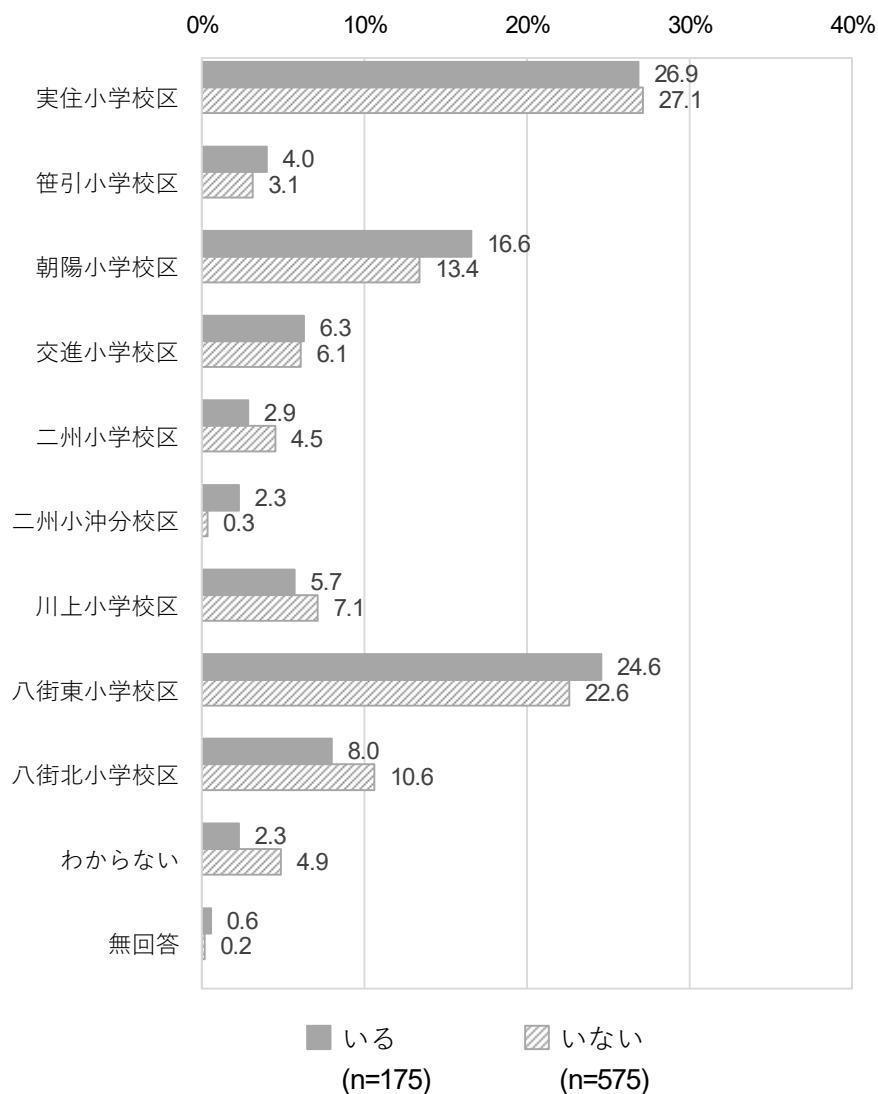
お住いの地区 世帯の状況別 [単数回答]



【家族等へのお世話による生活への影響別】

- 家族等へのお世話による生活への影響別にみると、いずれの世帯でも「実住小学校区」の割合が最も高くなっています。また、「笹引小学校区」(4.0%)、「朝陽小学校区」(16.6%)、「交進小学校区」(6.3%)、「二州小沖分校区」(2.3%)、「八街東小学校区」(24.6%)、では「いる」の割合が高い傾向となっています。
- 「朝陽小学校区」では、(お世話している家族が)「いる」の割合が他小学校区よりもやや高くなっています。

お住いの地区 家族等へのお世話の有無別 [単数回答]



■ いる (n=175) ▨ ない (n=575)

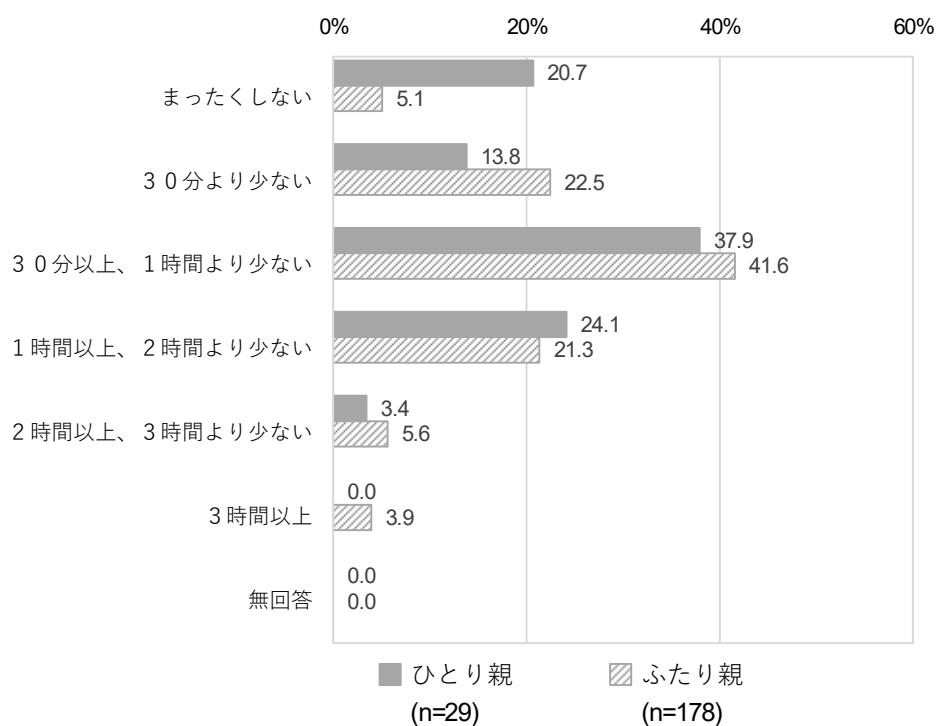
②学校の授業以外の勉強時間について【こども編】

(1) 学校がある日（月～金曜日）

【世帯の状況別】

- 世帯の状況別にみると、いずれの世帯でも「30分以上、1時間より少ない」の割合が最も高くなっています。また、「まったくしない」(20.7%)、「1時間以上、2時間より少ない」(24.1%)では「ひとり親」の割合が高い傾向となっています。
- 学校がある日の勉強時間では、「まったくしない」の「ひとり親」の割合が「ふたり親」よりも高くなっています。

(1) 学校がある日（月～金曜日） 世帯の状況別 [単数回答]

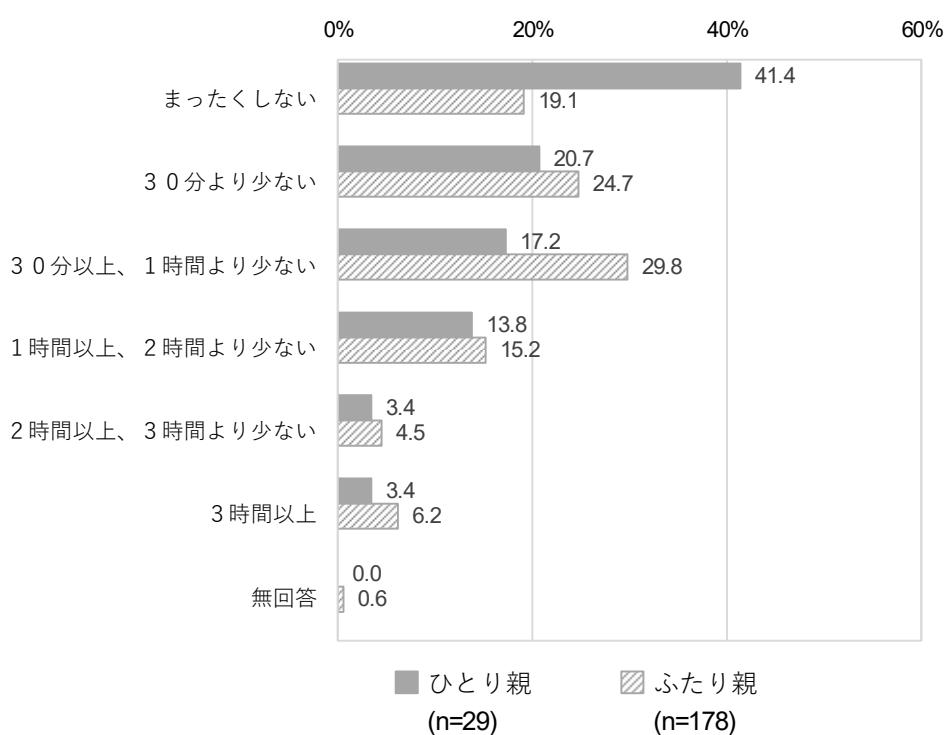


(2) 学校がない日（土・日・祝日）

【世帯の状況別】

- 世帯の状況別にみると、「ひとり親」では「まったくしない」(41.4%)の割合が高く、「ふたり親」では「30分より少ない」(24.7%)、「30分以上、1時間より少ない」(29.8%)、「1時間以上2時間より少ない」(15.2%)、「2時間以上、3時間より少ない」(4.5%)、「3時間以上」(6.2%)の割合が高くなっています。また、「まったくしない」(41.4%)では「ひとり親」の割合が高い傾向となっています。
- 学校がない日の勉強時間では、「まったくしない」の「ひとり親」の割合が「ふたり親」よりも高くなっています。

(2) 学校がない日（土・日・祝日） 世帯の状況別 [単数回答]

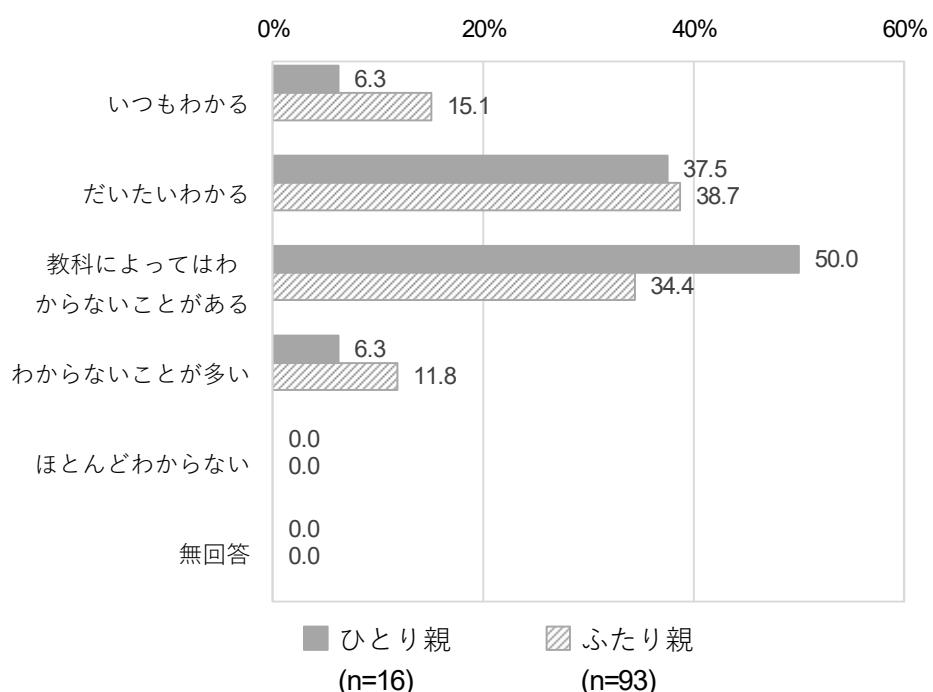


③【小5】学校の勉強の理解度について【こども編】

【世帯の状況別】

- 世帯の状況別にみると、「ひとり親」では「教科によってはわからないことがある」(50.0%) の割合が最も高く、「ふたり親」では「だいたいわかる」(38.7%) の割合が最も高くなっています。また、「教科によってはわからないことがある」(50.0%) では「ひとり親」の割合が高い傾向となっています。
- 学校の勉強がわからないことがあるかについては、「いつもわかる」の「ひとり親」の割合が「ふたり親」の半分以下となっています。

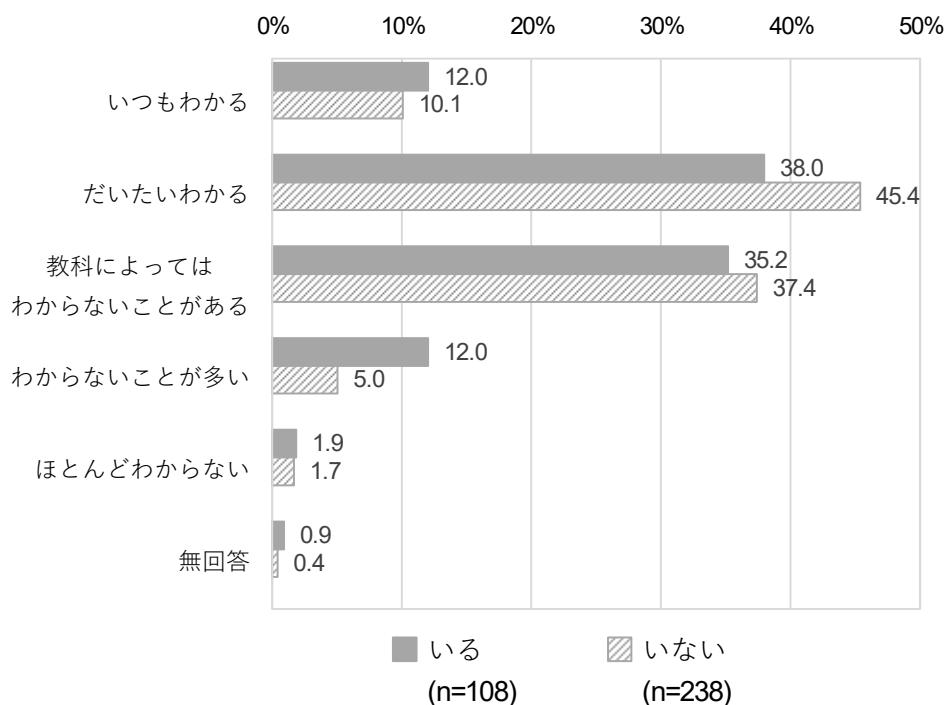
【小5】学校の勉強の理解度 世帯の状況別[単数回答]



【家族等へのお世話による生活への影響別】

- 家族等へのお世話による生活への影響別にみると、いずれの世帯でも「だいたいわかる」の割合が最も高くなっています。また、「いつもわかる」、「わからないことが多い」(ともに12.0%)では「いる」の割合が高い傾向となっています。
- 学校の勉強がわからないことがあるかについては、「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の(お世話している家族が)「いる」の割合が「いない」よりも高くなっています。

【小5】学校の勉強の理解度 家族等へのお世話の有無別 [単数回答]

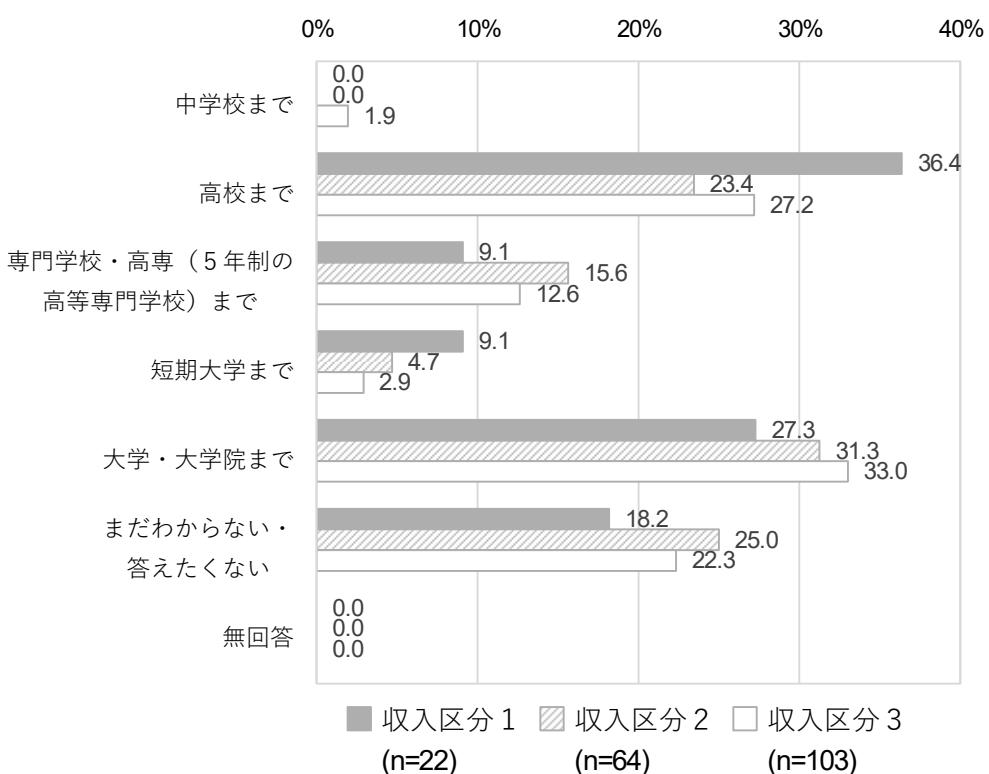


④将来の進学希望について【こども編】

【収入区分別】

- 収入区分別にみると、「収入区分1」では「高校まで」(36.4%)の割合が最も高く、「収入区分2」、「収入区分3」では「大学・大学院まで」(各31.3%、33.0%)の割合が最も高くなっています。また、「高校まで」(36.4%)、「短期大学まで」(9.1%)では「収入区分1」の割合が高い傾向となっています。
- 将来、どの段階まで進学したいかについては、「高校まで」の「収入区分1」の割合が他区分よりも高くなっています。

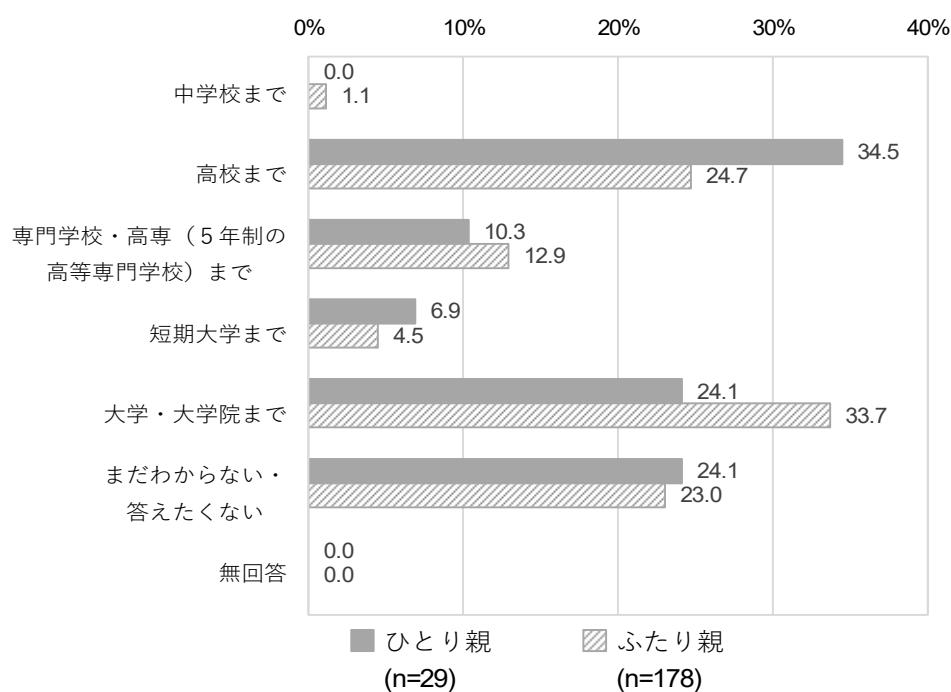
将来の進学希望 収入区分別 [単数回答]



【世帯の状況別】

- 世帯の状況別にみると、「ひとり親」では「高校まで」(34.5%)の割合が最も高く、「ふたり親」では「大学・大学院まで」(33.7%)の割合が最も高くなっています。また、「高校まで」(34.5%)、「まだわからない・答えたくない」(24.1%)では「ひとり親」の割合が高い傾向となっています。
- 将来、どの段階まで進学したいかについては、「高校まで」の「ひとり親」の割合が「ふたり親」よりも高くなっています。

将来の進学希望 世帯の状況別 [単数回答]

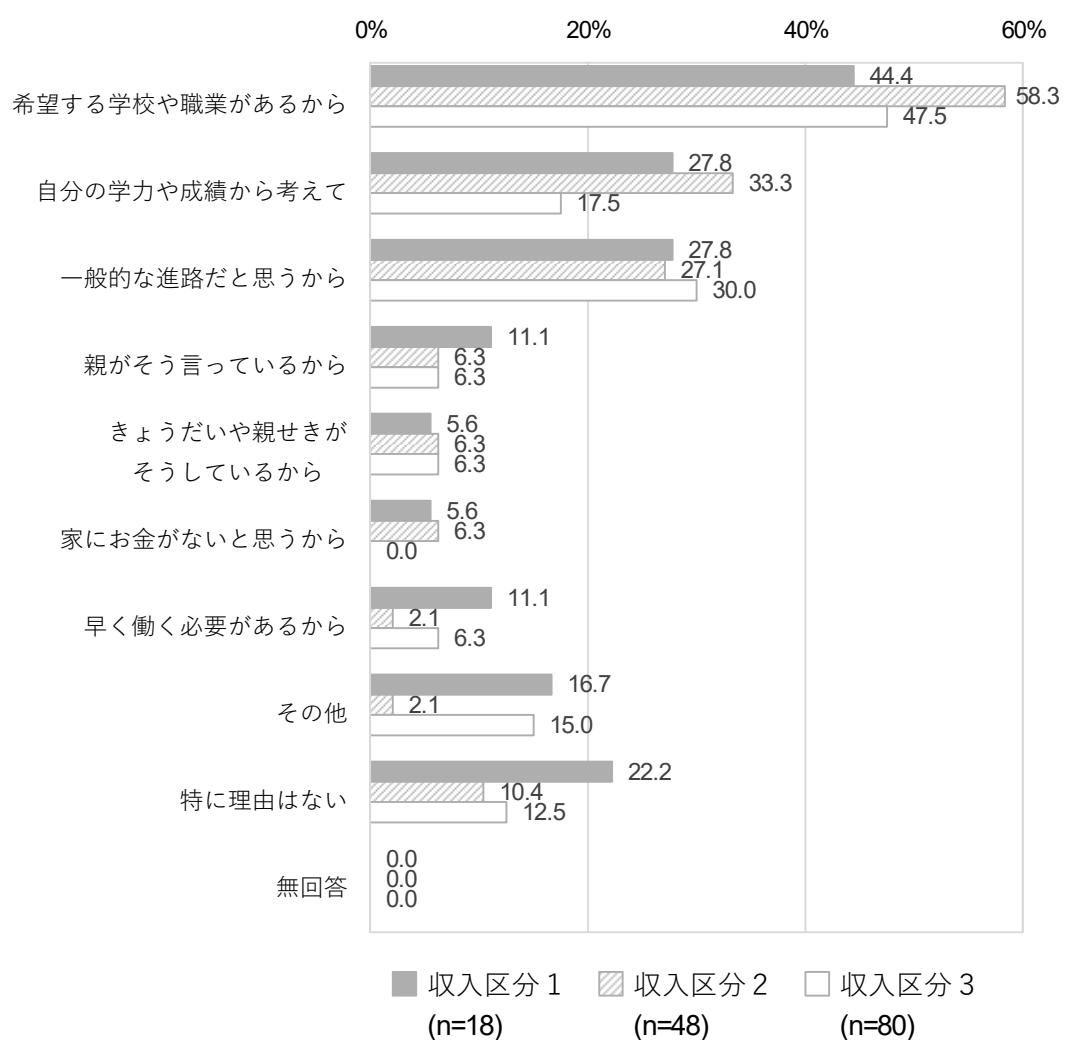


⑤進学希望理由について【こども編】

【収入区分別】

- 収入区分別にみると、いずれの収入区分でも「希望する学校や職業があるから」の割合が最も高くなっています。また、「親がそう言っているから」、「早く働く必要があるから」(ともに11.1%)、「その他」(16.7%)、「特に理由はない」(22.2%)では「収入区分1」の割合が高い傾向となっています。
- どの段階まで進学したいかの理由については、「早く働く必要があるから」の「収入区分1」の割合が他区分よりも高くなっています。

進学希望理由 収入区分別 [複数回答]



⑥悩んだり困ったりしたときに相談できると思う人について【こども編】

【学年別】

- 全体では「親（保護者）」の割合が最も高く67.6%となっています。次いで「学校の友だち」(55.4%)、「きょうだい」(25.8%)となっています。
- 小学5年生では「親（保護者）」の割合が最も高く68.0%となっています。次いで「学校の友だち」(46.6%)、「きょうだい」(24.9%)となっています。
- 中学2年生では「親（保護者）」の割合が最も高く67.2%となっています。次いで「学校の友だち」(63.1%)、「きょうだい」(26.6%)となっています。
- 相談できる人について、「相談できると思う人はいない」の割合が全体で8.1%となっています。市内の小中学生の人数4,393人(6~15歳・住基人口令和6年4月1日時点)のうち、356人に相当となっています。

相談できると思う人 学年別 [複数回答]

(単位:%)

	(n)	親(保護者)	きょうだい	祖父母や親せき(おじ、おば、いとこなど)	学校の友だち	学校以外の友だち	学校の先生(保健室の先生以外)	保健室の先生
全体	(756)	67.6	25.8	20.4	55.4	16.3	20.5	9.7
小学5年生	(350)	68.0	24.9	20.9	46.6	16.0	18.9	9.7
中学2年生	(406)	67.2	26.6	20.0	63.1	16.5	21.9	9.6

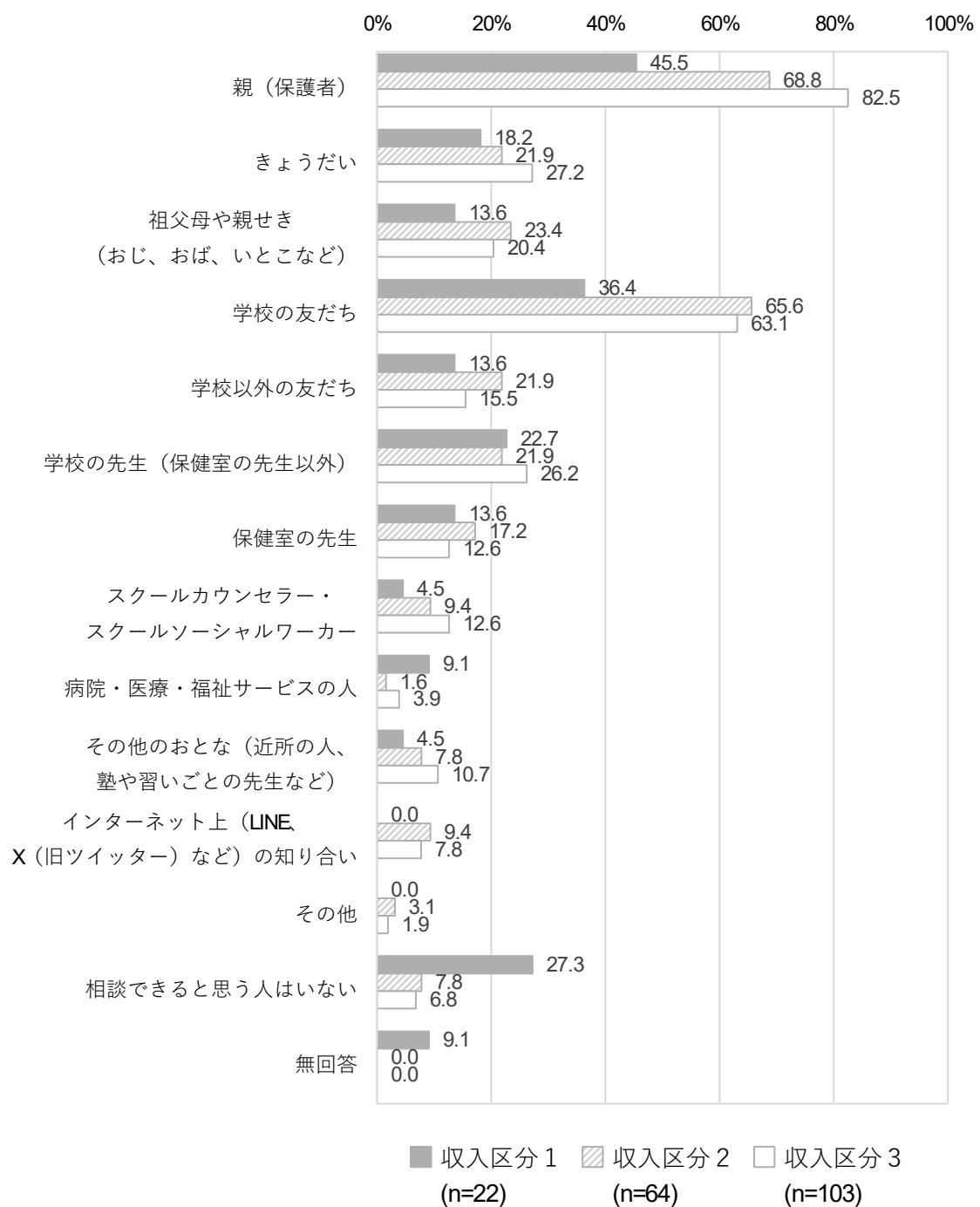
(単位:%)

	(n)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー	病院・医療・福祉サービスの人	その他おとな(近所の人、塾や習いごとの先生など)	インターネット上(LINE、X(旧ツイッター)など)の知り合い	その他	相談できると思う人はいない	無回答
全体	(756)	8.6	2.9	5.3	7.3	2.9	8.1	2.4
小学5年生	(350)	8.3	2.3	5.1	4.3	4.0	7.7	3.7
中学2年生	(406)	8.9	3.4	5.4	9.9	2.0	8.4	1.2

【収入区分別】

- 収入区分別にみると、いずれの収入区分でも「親（保護者）」の割合が最も高くなっています。また、「病院・医療・福祉サービスの人」、「相談できると思う人はいない」では「収入区分1」（各9.1%、27.3%）の割合が高い傾向になっています。
- 相談できる人について、「相談できると思う人はいない」の「収入区分1」の割合が他区分よりも高くなっています。

相談できると思う人 収入区分別 [複数回答]

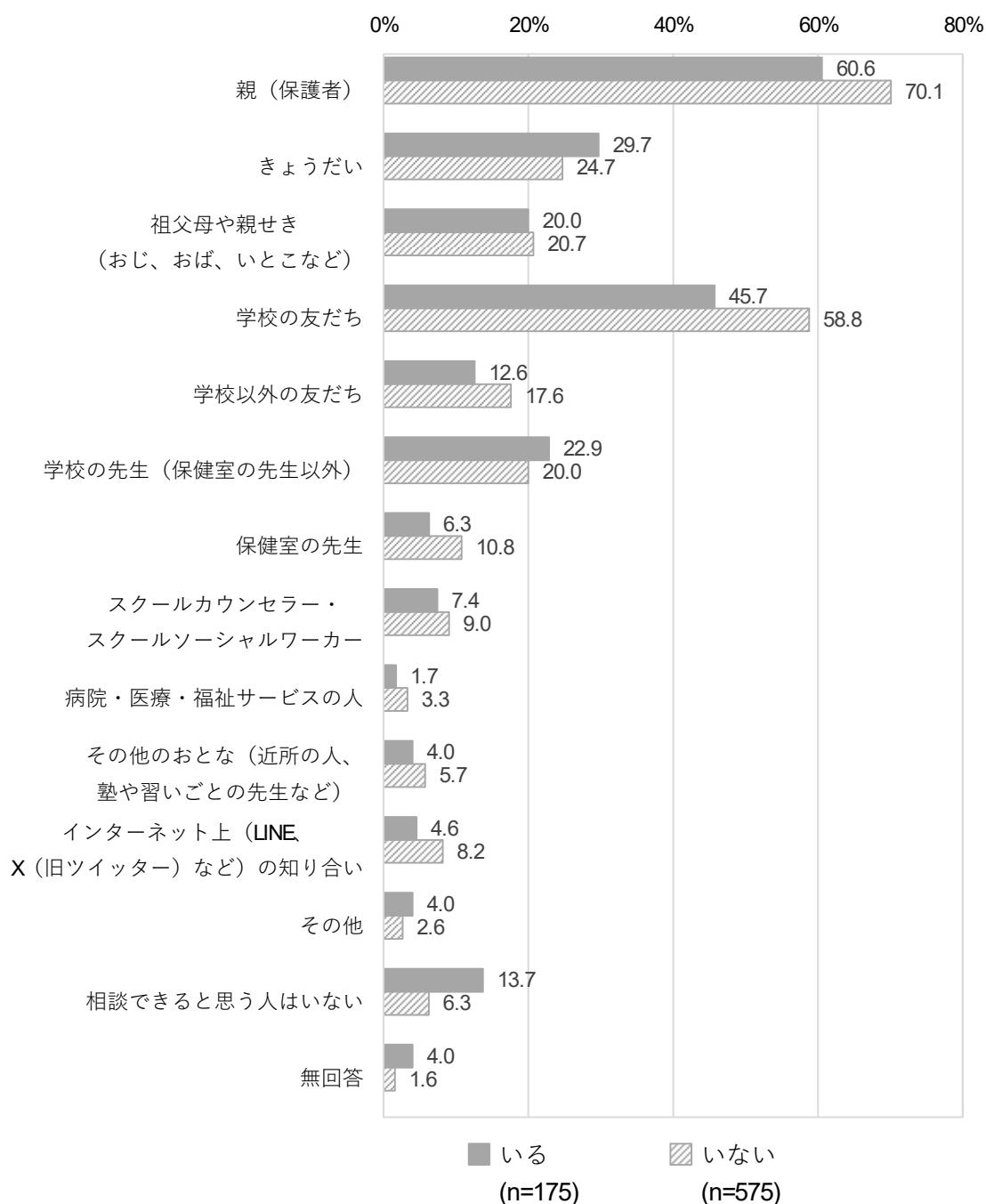


■ 収入区分1 ■ 収入区分2 □ 収入区分3
(n=22) (n=64) (n=103)

【家族等へのお世話による生活への影響別】

- 家族等へのお世話による生活への影響別にみると、いずれの世帯でも「親(保護者)」の割合が最も高くなっています。また、「きょうだい」、「学校の先生(保健室の先生以外)」、「相談できると思う人はいない」では「ひとり親」(各29.7%、22.9%、13.7%)の割合が高い傾向になっています。
- 相談できる人について、「相談できると思う人はいない」の(お世話している家族が)「いる」の割合が「いない」よりも高くなっています。

相談できると思う人 家族等へのお世話の有無別 [複数回答]



⑦今の自分や将来のことを考えるとき、家族や学校の先生など周りのおとなの人や八街市（八街市役所）に対して、してほしいことや望むことについて【こども編】

- 自由意見中、「学校や教育、勉強などについて」の割合が最も高く13.9%となって います。次いで、「公共交通機関の充実や道路交通の安全等について」(13.1%)、「将来について話し合える場や体験の充実等」(10.7%) となっています。
- 「将来について話し合える場や体験の充実等」(10.7%)、「話を聞いてくれる場所 や機会等について」(4.9%) 等、対話の場所や機会が求められています。

自由意見の内容について同様の内容について分類し、取りまとめて集計しました。

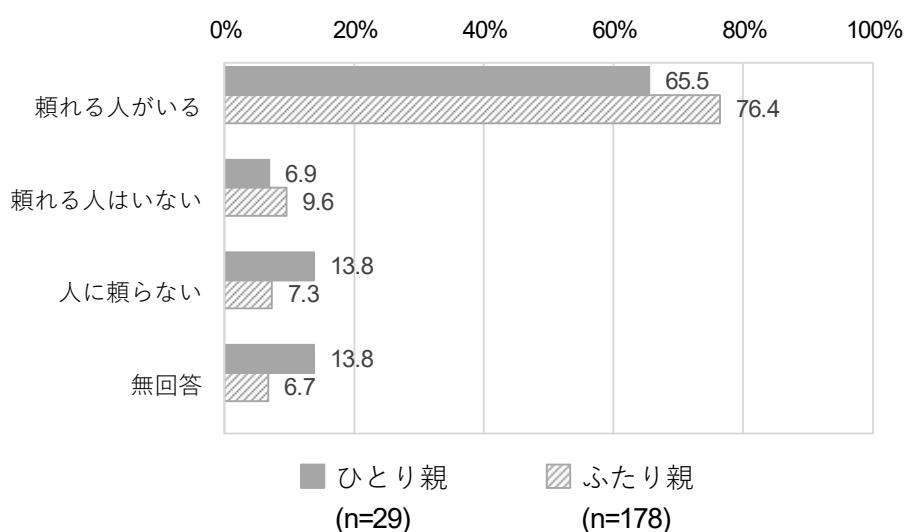
No	項目	件数	%
1	学校や教育、勉強などについて	17	13.9
2	公共交通機関の充実や道路交通の安全等について	16	13.1
3	将来について話し合える場や体験の充実等	13	10.7
4	こどもが自由に過ごせる施設等について	13	10.7
5	商業施設や遊園地等の要望について	10	8.2
6	楽しく安心できる暮らしについて	8	6.6
7	公園や遊び場の充実等について	6	4.9
8	話をきいてくれる場所や機会等について	6	4.9
9	自然豊かで安心して暮らせる町づくり等	6	4.9
10	こどもの意見を尊重する要望等について	5	4.1
11	差別やいじめのない環境等について	4	3.3
12	学費や経済的な支援等について	4	3.3
13	イベントやスポーツ行事の推進等について	3	2.5
14	悩みや困り事を相談できる支援等について	2	1.6
15	いずれもあてはまらない	9	7.4
16	特になし	125	
	合計	247	100.0

⑧子育てに関する相談で頼れる人の有無について【保護者編】

【世帯の状況別】

- 世帯の状況別にみると、いずれの世帯でも「頼れる人がいる」の割合が最も高くなっています。また、「人に頼らない」では「ひとり親」(13.8%)の割合が高い傾向になっています。
- 頼れる人について、子育てに関する相談では「人に頼らない」の「ひとり親」の割合が「ふたり親」よりも高くなっています。

子育てに関する相談 世帯の状況別 [単数回答]



⑨困ったときに相談したり、悩みを話せる人の有無について【こども・若者編】

- 全体では「いる」の割合が 60.5%、「いない」の割合が 14.7%となっています。
- 困ったときに相談したり、悩みを話せる人がいるかについて、「いない」が 14.7% となっています。

悩みを話せる人の有無 性別・年齢別 [単数回答]

		(n)	いる	いない	無回答	(単位: %)
性別	全体	(258)	60.5	14.7	24.8	
	男	(97)	53.6	18.6	27.8	
	女	(152)	67.8	11.2	21.1	
	その他	(6)	16.7	33.3	50.0	
年齢	15歳～17歳	(65)	61.5	12.3	26.2	
	18歳～20歳	(33)	60.6	21.2	18.2	
	21歳～23歳	(34)	52.9	14.7	32.4	
	24歳～26歳	(55)	63.6	18.2	18.2	
	27歳～29歳	(63)	66.7	12.7	20.6	

⑩相談できるところを「利用したいと思わない」理由について【こども・若者編】

- 全体では「相談できる人が身近にいるので、行く必要がないから」の割合が最も高く47.2%となっています。次いで「相談しても解決できないと思うから」(40.7%)、「相手にうまく伝えられないから」(31.5%)となっています。
- 相談できるところを利用したいと思わない理由について、「相談しても解決できないと思うから」(40.7%)、「相手がどんな人かわからないから」(25.0%)、「自分ひとりで解決するべきだと思うから」(15.7%)、「何を聞かれるか不安に思うから」(15.7%)、「誰にも知られたくないことだから」(13.9%)と相談に対してネガティブな印象が多くありました。

利用したいと思わない理由 性別・年齢別 [複数回答]

		(単位:%)								
		相談できる人が身近にいるので、行く必要がないから	相談しても解決できないと思うから	自分ひとりで解決するべきだと思うから	誰にも知られたくないことだから	自分が変な人に思われるのではないかと不安だから	自分がやや失敗を悪く言われそうだから	相手がどんな人かわからないから	何を聞かれるか不安に思うから	
		(n)								
性別	全体	(108)	47.2	40.7	15.7	13.9	6.5	9.3	25.0	15.7
	男	(43)	51.2	32.6	23.3	11.6	4.7	7.0	23.3	4.7
	女	(63)	46.0	46.0	11.1	14.3	7.9	11.1	25.4	22.2
	その他	(2)	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0
年齢	15歳～17歳	(30)	50.0	43.3	23.3	26.7	3.3	10.0	30.0	13.3
	18歳～20歳	(17)	47.1	35.3	17.6	11.8	5.9	23.5	17.6	5.9
	21歳～23歳	(11)	54.5	9.1	0.0	9.1	9.1	0.0	27.3	9.1
	24歳～26歳	(22)	27.3	54.5	18.2	9.1	0.0	4.5	13.6	22.7
	27歳～29歳	(28)	57.1	42.9	10.7	7.1	14.3	7.1	32.1	21.4

		(単位:%)							
		嫌なこと、できないことをするように言われそうだから	相手にうまく伝えられないから	裏切られたり、失望するのがいやだから	お金がかかると思うから	その他	特に理由はない、わからない	無回答	
		(n)							
性別	全体	(108)	12.0	31.5	11.1	13.9	7.4	1.9	0.0
	男	(43)	11.6	18.6	14.0	18.6	11.6	4.7	0.0
	女	(63)	12.7	38.1	9.5	11.1	4.8	0.0	0.0
	その他	(2)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年齢	15歳～17歳	(30)	13.3	33.3	13.3	10.0	6.7	0.0	0.0
	18歳～20歳	(17)	11.8	41.2	17.6	23.5	0.0	0.0	0.0
	21歳～23歳	(11)	9.1	18.2	0.0	18.2	18.2	9.1	0.0
	24歳～26歳	(22)	9.1	18.2	13.6	13.6	9.1	0.0	0.0
	27歳～29歳	(28)	14.3	39.3	7.1	10.7	7.1	3.6	0.0

⑪こどもに関する制度や政策について、思っていることや意見を、八街市（市役所）に伝えたいと思うかについて【こども・若者編】

- 全体では「どちらかといえば、伝えたいと思う」の割合が最も高く 24.8%となっています。次いで「わからない・答えたくない」(17.1%)、「伝えたいと思わない」(9.7%) となっています。
- こどもに関する制度や政策について、思っていることや意見を、八街市（市役所）に伝えたいと思うかについて、「伝えたいと思う」「どちらかといえば、伝えたいと思う」の合計が 32.2%となっています。

制度や政策について市への意見発信意向 性別・年齢別 [単数回答]

(単位: %)

		(n)	伝えたいと思う	どちらかといえば、伝えたいと思う	どちらかといえば、伝えたいと思わない	伝えたいと思わない	わからない・答えたくない	無回答
性別	全体	(258)	7.4	24.8	7.8	9.7	17.1	33.3
性別	男	(97)	9.3	21.6	7.2	10.3	16.5	35.1
	女	(152)	5.9	27.6	8.6	8.6	18.4	30.9
	その他	(6)	16.7	0.0	0.0	33.3	0.0	50.0
年齢	15歳～17歳	(65)	9.2	20.0	7.7	16.9	12.3	33.8
	18歳～20歳	(33)	9.1	36.4	9.1	6.1	21.2	18.2
	21歳～23歳	(34)	5.9	11.8	0.0	5.9	26.5	50.0
	24歳～26歳	(55)	1.8	34.5	10.9	9.1	16.4	27.3
	27歳～29歳	(63)	11.1	25.4	9.5	7.9	15.9	30.2

⑫子育てにかかる費用の中で、あなたが負担を感じている（または負担になるだろうと思う）費用について【こども・若者編】

- 全体では「大学にかかる費用（入学料、授業料、仕送りなど）」の割合が最も高く35.7%となっています。次いで「食費」(34.1%)、「小・中・高校にかかる費用（授業料、学用品費など）」(29.7%) となっています。
- 子育てにかかる費用の中で、あなたが負担を感じている（または負担になるだろうと思う）費用について、「大学にかかる費用（入学料、授業料、仕送りなど）」(35.7%) 「食費」(34.1%)、「小・中・高校にかかる費用（授業料、学用品費など）」(29.7%) 等の割合が高くなっています。

子育てにかかる費用の負担感 性別・年齢別 [3つまで・18歳以上の方]

		食費	衣料・服飾費	光熱水費	医療費	保育所・こども園、幼稚園にかかる費用	小・中・高校にかかる費用（授業料、学用品費など）	大学にかかる費用（入学料、授業料、仕送りなど）	(単位:%)
		(n)							
全体		(185)	34.1	15.1	12.4	9.2	22.2	29.7	35.7
性別	男	(65)	29.2	15.4	12.3	13.8	18.5	24.6	36.9
	女	(117)	36.8	15.4	12.0	6.8	24.8	32.5	35.0
	その他	(2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
年齢	15歳～17歳	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18歳～20歳	(33)	42.4	27.3	18.2	9.1	9.1	33.3	30.3
	21歳～23歳	(34)	26.5	5.9	8.8	2.9	23.5	17.6	32.4
	24歳～26歳	(55)	36.4	16.4	9.1	10.9	29.1	41.8	41.8
	27歳～29歳	(63)	31.7	12.7	14.3	11.1	22.2	23.8	34.9

		学校以外の教育費（塾、通信教材など）	娯楽費（趣味、レジャー、習い事などにかかる費用）	交通費（定期代などの通学費、移動にかかる費用）	通信費（携帯電話料金など）	その他	負担を感じる（負担になるだろうと思う）費用は特にない	無回答	(単位:%)
		(n)							
全体		(185)	10.3	11.4	1.6	0.5	1.1	1.1	33.5
性別	男	(65)	13.8	12.3	3.1	0.0	0.0	1.5	33.8
	女	(117)	7.7	11.1	0.9	0.0	1.7	0.9	33.3
	その他	(2)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0
年齢	15歳～17歳	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	18歳～20歳	(33)	3.0	9.1	0.0	3.0	3.0	0.0	30.3
	21歳～23歳	(34)	17.6	5.9	0.0	0.0	0.0	2.9	47.1
	24歳～26歳	(55)	7.3	10.9	1.8	0.0	0.0	0.0	29.1
	27歳～29歳	(63)	12.7	15.9	3.2	0.0	1.6	1.6	31.7

⑯こども・若者に対する支援や少子化対策について、八街市（市役所）に取り組んでほしいことや、お困りのことについて【こども・若者編】

●自由意見中、「金銭的支援や補助金の要望等について」の割合が最も高く45.7%となっています。次いで、「こどもや若者向け施設の充実等について」(17.4%)、「交通機関やインフラの改善等について」(10.9%)となっています。

自由意見の内容について同様の内容について分類し、取りまとめて集計しました。

No	項目	件数	%
1	金銭的支援や補助金の要望等について	21	45.7
2	こどもや若者向け施設の充実等について	8	17.4
3	交通機関やインフラの改善等について	5	10.9
4	治安や防犯対策等について	4	8.7
5	外国人との共存等について	2	4.3
6	学校教育や学習環境の改善等について	2	4.3
	合計	46	100.0

第3節 関係施設・団体調査

1 調査概要

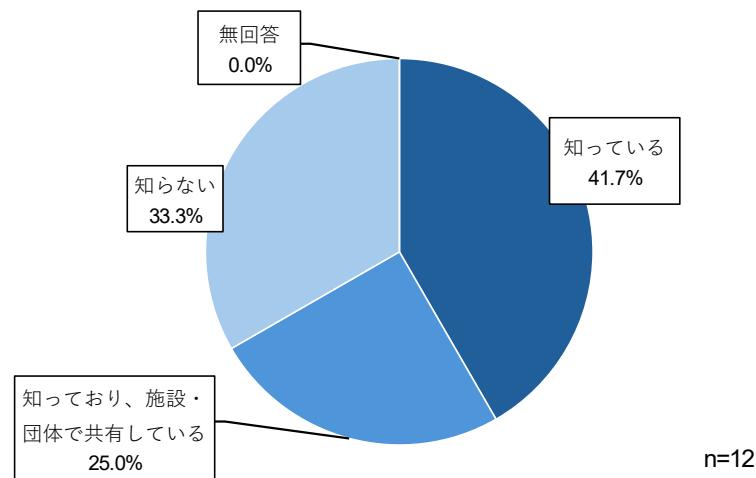
市内の関係施設・団体に対して、子どもへの対応や運営状況等を把握するための調査を令和7年8月に実施しました。対象となる施設・団体は12件です。

2 調査結果の概要

①「こどもまんなか社会」という言葉や内容の認知状況について

- 「知っている」の割合が最も高く41.7%となっています。

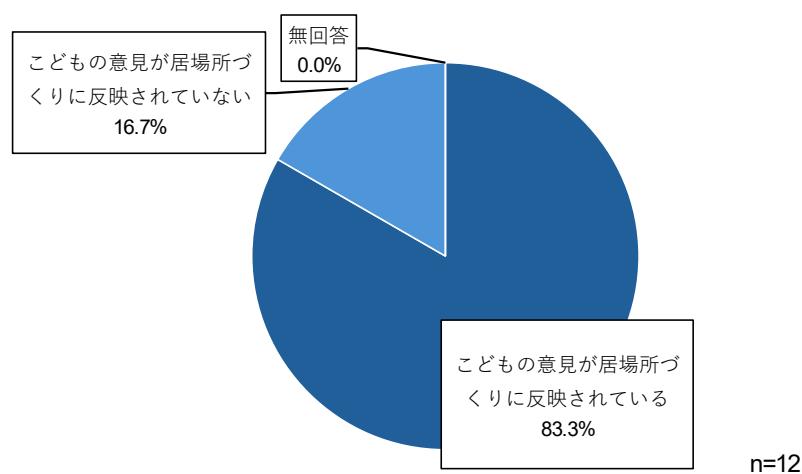
「こどもまんなか社会」という言葉や内容の認知状況 [単数回答]



②子どもの意見が居場所づくりの反映状況について

- 「子どもの意見が居場所づくりに反映されている」の割合が最も高く83.3%となっています。

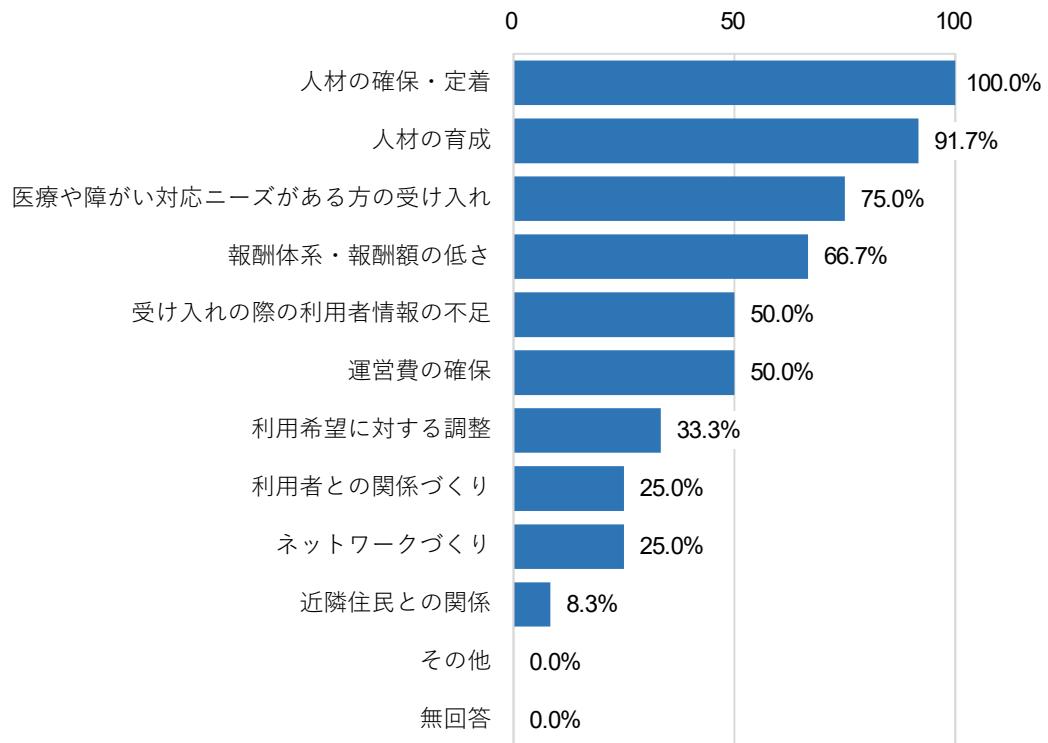
子どもの意見が居場所づくりの反映状況 [単数回答]



③施設・団体における課題について

- 「人材の確保・定着」の割合が最も高く 100.0% となっています。次いで「人材の育成」(91.7%)、「医療や障がい対応ニーズがある方の受け入れ」(75.0%) となっています。

施設・団体における課題 [複数回答]



n=12

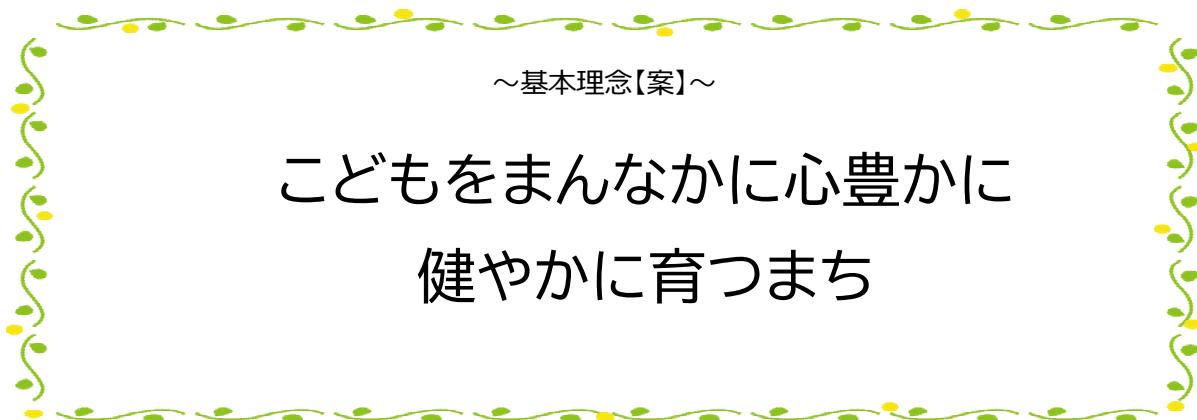
第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市では、平成22年3月に「八街市次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、その基本理念を「子どもがいつも輝いて明るく健やかに育つまち」として計画を推進してまいりました。その後継と位置付けられる「八街市子ども・子育て支援事業計画」においても、この基本理念を継承してきました。

この度、新たに策定された本市の取組みの最も基本となる計画である「八街市総合計画2025前期基本計画」（令和7年度～令和11年度）においては、八街市が目指す将来都市像として、『緑豊かに心豊かに健やかに ともに支えあい安心して暮らせる八街』を掲げています。本市に暮らすこどもと家族が豊かな緑と自然に囲まれ、自分も周囲も愛せるような豊かな心と身体となるよう健やかに育つこと、また地域に暮らす人たちがともにこどもと家族を支えあい誰もが安心して暮らすことができるまちとなることが望まれます。

この度、新たに策定する「八街市こども計画」においては、国が策定した「こども大綱」に示される「こどもまんなか社会」の実現に向け、上位計画である「八街市総合計画2025前期基本計画」の将来都市像を踏まえ、「八街市次世代育成支援行動計画（後期）」「八街市子ども・子育て支援事業計画」と受け継いできた基本理念の主旨を継承し、「こどもをまんなかに心豊かに健やかに育つまち」を基本理念と定め、新しい計画の事業展開を図ってまいります。



【参考：第3期子ども・子育て支援事業計画 基本理念】

「子どもが心豊かに健やかに育つまち」

（本内容はパブコメ版では削除します）

第2節 基本方針と体系

基本理念の実現に向けた3つの基本方針と本計画の施策の全体像となる体系は以下のようになります。

1 基本方針

基本理念「こどもをまんなかに心豊かに健やかに育つまち」の実現に向けて、次のような基本方針で計画を推進していきます。また、計画の推進にあたっては、全庁的な取組みとあわせ、市民と行政との協働による一体となった子育て支援に努めます。

基本方針1 こどもまんなかを支えるまち

令和5年12月に国より示された「こども大綱」では「こどもまんなか社会」の実現として、すべてのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することが求められています。そのためには、こども自身がひとりの人間として権利の主体であることを理解することが重要です。

また、「八街市総合計画2025 前期基本計画」の施策の大綱「笑顔あふれる子育てへの支援」の前期基本計画の取組みとして「こども自身の育ちへの支援」を掲げています。少子化や競争社会のなかで、こどもたちが仲間とともにのびやかにこども時代を過ごす権利を保障することが難しくなってきています。こどもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらいたい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえる、という安心感と信頼関係を培っていく仕組みが大切になっています。このような安心感のもと、こども自身の言葉で意見表明ができると考えられます。

大人は、こどもを保護・教育の対象としてのみ捉えるのではなく、こどもの目線にたち、一人ひとりの個性と主体性を認め、こどもの最善の利益を守ることが必要です。

そのため、こどもたちが誰ひとり取り残されることなく、仲間のなかで育ち、十分に意見を聞いてもらい、自分の思いを自分らしく表現する力と機会が保障され、こどもたちの感じたことや考えたことが反映される「こどもまんなか」を支えるまちづくりを進めます。

一方、低所得世帯やお世話が必要な人がいるヤングケアラーと考えられる家庭では、学校生活や進学への影響もあり、これはこどもの権利侵害とも考えられます。こどもの現在と将来が、経済的な要因、ひとり親世帯、お世話が必要な人がいる生活状況等、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困等負の連鎖を断ち切り、どんなこどもにも支援が行き届くような仕組みの構築を進めます。

基本方針2 こども・若者が安心して成長できるまち

「八街市総合計画2025 前期基本計画」の施策の大綱「笑顔あふれる子育てへの支援」の前期基本計画の取組みとして「子育て家庭と親の育ちへの支援」を掲げています。

こども計画の主体は、当事者であるこどもですが、「こどもまんなか社会」の実現にあたつ

ては、子どもの成長、育成を支える保護者や身近な大人、また保育所や教育機関、子育て関連施設等の存在が欠かせません。これら、子どもを支える存在が、子どもが生まれる前から、保健、医療、教育含め、ライフステージを通じて切れ目なく提供できることが求められます。そのためには、子どもや世帯の状況に応じた施設やサービスが展開され、誰もがアクセス可能な仕組みを構築する必要があります。また、これらの施設やサービス等が連携することで、子どもの年齢や利用する施設等が変わっても、情報共有が図られるような体制づくりを進めます。

また、子どもの健やかな成長に対して必要となる食育や保健衛生に関する支援も教育・保育機関と連携を深め、安心・安全な子育て環境の構築を進めていきます。さらに、医療ニーズのある子ども、障がい児、発達障がい等が疑われる子どもが病気や障がい等を理由に将来的の夢や希望を諦めることがないように一人ひとりの状況やニーズに応じた支援を提供していきます。

基本方針3　子ども・若者の未来を地域で育むまち

「八街市総合計画 2025 前期基本計画」の八つの街づくり宣言に協働のまちづくりの推進が横断的な視点として掲げられています。「子どもまんなか社会」の実現に向けて、当事者である子ども及び保護者、関連施設等を行政のみならず、地域社会全体で連携・協力することが欠かせません。

子どもの育ちや子育ては一人だけ、一家族だけではできない隣近所も含めた社会的な営みです。家族だけでなく地域の問題として子育て家族を受け止め、地域全体で子育てを支えることが求められます。また、貧困世帯、共働き世帯、ヤングケアラーと考えられる家庭では、家庭に対する支援だけでなく、子どもが安心して自分らしく過ごせる居場所づくりに対しても地域で共に支えあうことが必要となります。

市民が協力し助け合うなかでお互いに支えあいながら楽しく子育てができれば、子どもの笑顔、子育ての喜びを通じて、まちに活気と安らぎが満ち、そこに住む人にとっても過ごしやすい環境となります。

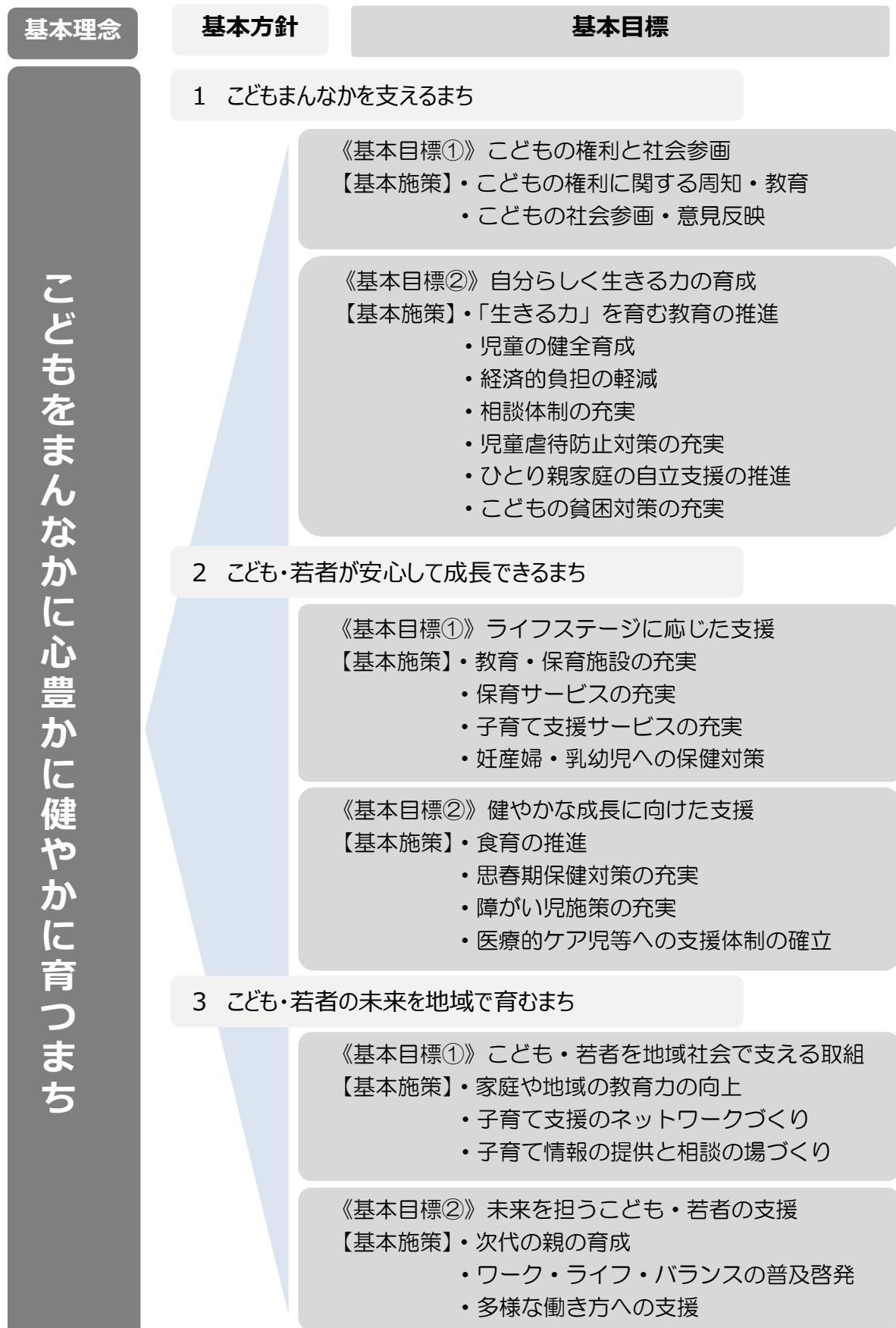
子どもたちは、その存在、その成長を通じて、大人やまちに素晴らしい夢や希望を与えてくれます。このようなまちを目指し、八街市の未来を託す子どもたちに最善の育ちの場となるまちづくりを進めます。

さらに、このような状況に対し、将来親になる若い世代が子育てに関わりをもつことができる活動を推進し、その結果として少子化が改善することが望まれます。また、現在の子育て家庭に対しても、子育てに関する疑問や不安を受け止め、解決につなげるネットワークの構築を推進します。子育て家庭を支えるために、親たちが子どもと地域の親たちとともに語らい、支えあいながら子育てを通して楽しさやおもしろさを経験し、親自身の学びや育ちにつながり、それが次の世代へと受け継がれるような、子ども・若者の未来を地域で育むまちづくりを進めます。

2 体系

基本理念を目指し、以下の3つの基本方針のもと、6つの基本目標を目指します。

施策の体系



第4章 施策の展開

基本方針1 こどもまんなかを支えるまち

1. こどもの権利と社会参画

こどもの主体的な選択・決定に配慮するとともに、その権利を尊重する意識を持つように、教育・保育の場や地域において、実情に応じた人権教育や啓発活動を進めます。また、こどもの主体的な行動につながる社会参画、意見表明の機会を提供していきます。

(1) こどもの権利に関する周知・教育

すべてのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に取り組むことにより、自らが権利の主体であることを理解できるようにします。

No.	事業名	事業概要	担当課
1	子どもの人権に関する教育の推進	「公民」や「家庭科」の授業を中心に、子どもの権利に関する教育を行い、児童・生徒が、子どもの権利を自分自身の生活に照らして捉えられるように支援します。	学校教育課
2	人権擁護事業	法務局や人権擁護委員と連携し、人権相談の開催などの人権擁護活動や人権を尊重する意識を普及するための人権啓発活動を実施します。	総務課

(2) こどもの社会参画・意見反映

こども・若者が、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、その意見の反映に努め、反映されない場合でも理由などをフィードバックすることでさらなる意見の表明・参画につながる好循環をつくり、こども・若者の意見表明の環境づくりに向けて対応を検討するとともに、その考え方を社会全体で共有できるよう取り組んでいきます。

No.	事業名	事業概要	担当課
3	八街っ子夢議会	八街市の未来の担い手となる児童生徒が、自分たちの生き方や地域の課題等について、自分たちの手でできることを意欲的に考え、主体的に市政に関わろうとする態度や郷土を愛する心を育みます。	学校教育課

No.	事業名	事業概要	担当課
4	小中学生に向けた市民活動の啓発及びボランティア活動への参加機会の拡充	小中学生向けの協働のまちづくり P R パンフレットの作成やボランティア活動に取り組む市民活動団体・事業者等との連携などによって、小中学生がボランティア活動へ参加する機会を増やし、活動を通じて自分が住むまちに愛着を持ってもらい、将来にわたり、自らがまちづくりに参加する基礎を築きます。	市民協働推進課
5	高校生・大学生が活躍するまちづくりの推進	若年層の社会参加・地域参加を促し、将来的な地域活動の担い手を育成するとともに、多分野・多世代交流を促進します。 また、地域活動やボランティア活動等への参加だけではなく、地域課題を解決するためのアイデアを募集し、まちづくりに活かしていきます。	市民協働推進課
6	ひまわり絵画展	市の花「ヒマワリ」の絵を小中学生から募集・展示し、多くの市民の方々に観てもらい、市の花の P R やこどもたちの健全な育成を図ります。	中央公民館
7	平和施策	平和を守る意識の普及、啓発を図ります。 若い世代へ戦争の悲惨さや平和の大切さを継承していきます。	総務課

2. 自分らしく生きる力の育成

次代の担い手であるこどもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、人生を拓く「確かな学力」、思いやりのある「豊かな心」、活力にあふれる「健やかな体」を育み、発達の段階に応じた「キャリア教育」、「地域とともに歩む学校づくり」を推進します。

(1) 「生きる力」を育む教育の推進

次代を担うこどもたちが自ら学び、思考し、表現する力を身につけ、豊かな人間性や社会性を育んでいけるよう教育を推進します。

また、運動に親しみ、健康で安全な生活を実践する能力を育んでいきます。さらに、言語活動と体験活動の充実を図るとともに、地域とともに歩む学校づくりを推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
8	確かな学力の向上	I C T 機器を活用し、こども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導方法の工夫や学習アプリの利用、また、ゲストティーチャーの活用を推進し、確かな学力の向上を図ります。	学校教育課

No.	事業名	事業概要	担当課
9	租税教室	次代を担う児童に税の意義や役割、申告納税制度等を正しく理解していただくために租税教育を推進します。 国税・地方税職員並びに税理士等を講師として、租税教室を実施します。	課税課
10	豊かな心の育成	道徳教育の推進や地域と学校との連携による奉仕・体験活動等により、豊かな心の育成を図ります。	学校教育課
11	教育相談の充実	いじめや不登校等のさまざまな問題に対応するため、スクールカウンセラーの活用や教職員の教育相談研修を充実します。 不登校の児童生徒が、落ち着いて過ごすことができる校内教育支援教室と教育支援センターの充実を図ります。	学校教育課
12	体育・健康教育の充実	体育・健康に関する指導を効果的に推進し、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、自らの健康を適切に管理できる能力を育成します。	学校教育課
13	信頼と特色ある学校づくり	児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、教育センター機能の充実や安全教育や防犯・防災教育の推進に取り組み、信頼と特色のある学校づくりを推進します。	学校教育課
14	こども110番の家活動の周知・推進	各小中学校PTAが主体となって、こどもが登下校途中や校外で犯罪や危険なことに巻き込まれそうになったとき、地域の方々に救済や保護をしてもらい、地域全体が協力してこどもを守る環境作りに資します。	社会教育課
15	地域主体の防犯活動	防犯パトロール団体によるこどもの見守り活動、声掛けを実施し、地域の防犯機能を高めます。また、自主防犯の向上を目指し、地域（防犯パトロール団体）、関係機関（防犯アドバイザー）が連携を図ることにより、地域における自主防犯活動に取り組みます。	防災課
16	防犯意識啓発・地域安全活動	犯罪の未然防止と青少年の非行防止を図るため、防犯運動、広報活動、パトロール等を行い地域の安全活動を推進します。	防災課
17	防犯教室事業の推進	市内保育所等の要望により、未就学児を対象とした防犯教室を実施します。	防災課

No.	事業名	事業概要	担当課
18	防犯灯等の整備	行政区等からの申請を受けた箇所について防犯灯を設置することにより、通学路等の夜間の安全安心の確保を推進します。	防災課
19	八街市総合防災訓練	地域防災計画に基づき、大規模な地震、火災等を想定した計画のもとに、消防機関、自主防災組織、区（自治会）、ボランティア団体（N P O含む）及び学校等と連携し、実践的な総合防災訓練を実施します。	防災課
20	避難所開設・運営訓練	避難所開設・運営訓練等により市民の発災後の行動を講義・体験により演練し、自助・共助の意識を高揚させ、地域防災力の向上を図ることを目的として実施します。	防災課
21	体験学習などの教育内容の充実	自然体験活動、環境教育、福祉教育等の地域に根ざした体験学習の充実に努めます。	学校教育課
22	国際化に対応した教育の充実	各小中学校への英語指導助手の派遣事業により、英語能力の向上と実際に外国人とふれ合うことで外国の言葉や文化、日常生活に対する興味や関心を高め、豊かな国際感覚と国際協調の育成に努めます。	学校教育課
23	学校施設の整備	学校教育や教育環境の向上のため、学校施設・設備の改修・整備を推進します。	教育総務課
24	幼児教育（保育）の充実	集団生活の中で、豊かな人間性を持った子どもの育成ができるよう、保育所・幼稚園・こども園の保育内容を充実していくとともに、就学前児童を教育・保育する施設として、保育所・幼稚園・こども園の教育機能の向上を図ります。 また、図書館司書やボランティアなどを活用し、おはなし会などを実施します。	子育て支援課 (保育所) 学校教育課 (幼稚園) 図書館
25	幼・保・小・中・高等学校連携教育の推進	豊かな心を育む教育の推進のため、保育所・幼稚園・こども園・小学校・中学校・高等学校の教育、保育内容等についての交流・連携を推進し八街市を支える人材づくりに努めます。	子育て支援課 (保育所) 学校教育課 (学校) (幼稚園)
26	特別支援教育の充実	特別支援学級の整備・充実を進め、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努め、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進を図ります。	学校教育課

(2) 児童の健全育成

児童が地域のなかで自由に遊び、安全に過ごすことのできる居場所づくりや、社会性を身に付け、生きる力を創出する交流・体験事業を推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
27	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実	令和10年度までに、全小学校区に設置されている児童クラブの90%を学校校舎内で実施することを目指します。	子育て支援課
28	校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備	学校内及び学校隣接の校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の積極的な増設整備を目指します。	子育て支援課 社会教育課
29	放課後子ども教室の整備	小学校及び関係機関等と連携・調整を図り、全小学校に放課後子ども教室を整備することを目指します。	社会教育課
30	教育委員会と首長部局の連携の推進	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関し、適切に情報交換が図られるよう、教育委員会と首長部局が円滑に事務を進めるための協議を行います。	子育て支援課 社会教育課
31	児童クラブ支援員の資質の向上	支援員の資質向上のため、情報交換や研修会等への参加を推進し、子どもの心身の健全な育成を図ります。	子育て支援課
32	こどもたちが安全に安心して過ごせる場づくりの推進	関係機関等と連携・調整を図り、コーディネーターやボランティアの養成を支援し、放課後子ども教室などの充実を図ります。	社会教育課
33	【新規】子どもの居場所支援の推進	養育環境等の課題を抱える児童やその保護者への相談等を行うことができる子どもの居場所となる拠点の整備を推進します。	子育て支援課
34	学習機会や情報の提供	小学3～6年生を対象に、こども科学講座を開催し、科学（科学書）についての興味や関心を持たせ、読書活動を推進します。また、放課後児童クラブや保育所に対し図書の団体貸出を行います。	図書館 子育て支援課
35	児童館の整備	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、児童館の多目的広場の整備や施設内の設備の整備を行います。	子育て支援課
36	交通安全運動の展開	警察署・交通安全協会等と協力・連携し、街頭啓発等を通して、交通安全マナー等の意識向上を図ります。	道路河川課
37	安全な道路の整備	道路改良や歩道整備、維持工事など道路整備を推進します。	道路河川課

No.	事業名	事業概要	担当課
38	交通安全教室及び自転車教室の実施	交通事故防止のため、保育所・幼稚園・こども園・小学校・中学校において、それぞれの年代に応じた交通安全教室を実施します。交通ルールやマナーについて指導し、子どもの交通安全意識の高揚を図ります。	道路河川課
39	学校開放の実施	学校教育に支障のない範囲において学校施設を開放し、住民の健康増進・体力の向上、生涯のスポーツ振興、文化活動の推進に努めます。	スポーツ振興課
40	公園・緑地の適切な維持管理	地域住民の協力を得ながら、公園・緑地の適切な維持管理を進めます。	都市計画課
41	うちどく事業	家庭での親子読書や読書習慣を定着させるとともに、本を介して家族間のコミュニケーションを深めることができるよう、家族で同じ本を読んで感想を語り合うことなどを勧めるうちどく事業を推進します。	図書館
42	ジュニア司書養成講座の実施	中学生が司書としての知識や技術を学びながら、読書の面白さやすばらしさを学校や家庭に広める読書リーダーになるよう育成し、ジュニア司書としての活動を促します。	図書館
43	歴史・文化財活動への参加促進	歴史・文化財に関連した活動のなかで、「ふるさとのたから」である地域の歴史・文化財を知り、行事・講座等での体験をとおして、ふるさとの愛着や誇りを育み、次世代への継承を促進します。	社会教育課
44	認知症サポーター養成講座	小学4年生、5年生を対象に認知症の正しい知識と認知症の人への接し方を学ぶ機会を提供します。	高齢者福祉課
45	やちまたふくしフェスタの充実	障がい福祉をテーマにした、参加型、体験型のイベントで、「やちまたふくしフェスタ実行委員会」を組織し、障がい者とその家族、支援者、地域住民が自然に居合わせ、交流できる場を提供しています。	障がい福祉課
46	文化活動の充実	市や関係機関が実施するイベント開催時の手話通訳者や要約筆記者の配置、車いす席の優先的配置、難聴者用携帯型磁気ループを活用するなど障がいのある人が参加しやすい環境作りに努めます。	障がい福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
47	スポーツ活動の充実	障がい者団体やボランティア団体等と連携し、障がいのある人が参加しやすいスポーツ活動の検討を進めます。	障がい福祉課 スポーツ振興課
48	消費者教育の推進	契約のルールや悪質商法の被害防止など、消費者トラブルにあわないために、出前講座などを通してライフステージに応じた消費者教育を実施します。	商工観光課
49	消費生活相談実施	事業者と消費者との契約トラブル等、消費生活でのトラブルにあった時の相談窓口開設により、相談員による助言やあっせんを実施します。	商工観光課

(3) 経済的負担の軽減

低所得世帯やヤングケアラーと考えられる家庭では、学校生活や進学への影響も懸念されます。子どもの現在と将来が、経済的な要因やお世話が必要な人がいる生活状況等、生まれ育った環境によって制限されることなく、本人の希望で選択できるように支援の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
50	各種手当等の周知	広報紙や市ホームページ等を通じて、各種手当の支給、子ども医療費助成等の諸制度の周知を図ります。	子育て支援課 健康増進課 障がい福祉課
51	子育てのための施設等利用給付の実施	教育・保育給付の対象外である幼稚園（新制度未施行幼稚園）、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等の利用に係る利用者負担額に対する給付を行います。利用に際する認定（保育の必要性の認定）も実施します。	子育て支援課
52	国民健康保険出産育児一時金の支給	こどもを出産した時、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給されます。	国保年金課
53	国民健康保険小児弱視等の治療に係る療養費の支給	9歳未満の小児の弱視、斜視及び先天性内障術後の屈折矯正の療養用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズに係る療養費の支給を行います。	国保年金課
54	妊婦のための支援給付金	妊娠・出産の届出を行った妊産婦に対し、出産・育児に必要な経費への給付金を給付し、安心して出産・育児ができる環境づくりを推進します。また、給付申請時に面談を行いニーズの把握と必要な支援につなげます。	健康増進課

No.	事業名	事業概要	担当課
55	生活保護の実施	健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的とします。	社会福祉課

(4) 相談体制の充実

悩んだり困ったりしたときに相談できる人がいないこども・若者が意識調査では14.7%となっており、相談できるところを利用しない理由では「相談しても解決できないと思うから」(40.7%)、「自分ひとりで解決するべきだと思うから」(15.7%)と抱え込む状況も見られます。こどもや保護者が早期の相談につながるような利用しやすい窓口の充実や周知を進めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
56	相談・支援体制の機能充実と連携強化【再掲】	支援が必要な家庭の早期発見と実態把握、個々の案件に応じた適切な支援を行うため、こども家庭センターを設置し、こどもや家庭に関する相談窓口の機能強化・相談支援体制の充実を図り、親の妊娠・出産からこどもの社会的自立まで、切れ目なくケアできるよう、関係機関・各相談機関で連携を行い、支援において実効性のあるネットワークの確保に努めます。	子育て支援課 関係各課
57	【新規】ヤングケアラーへの支援の推進	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話をしていることで、学業や友人関係等に影響が出ている児童に対して、家事支援ヘルパー派遣やキャリア相談などの支援を検討し、推進します。	子育て支援課
58	関係機関の連携強化	児童相談所、医療機関、近隣市町村等の広域的連携を強化し、こどもの成長にあった指導・訓練が円滑に進められるよう努めます。	関係各課
59	地域における相談体制の充実	民生委員児童委員との協力体制の強化を図り、児童相談所、学校等との連携のもと、地域における相談や支援活動の充実に努めます。	子育て支援課
60	家庭児童相談室の充実	こどもや家庭に関わる相談に対応して、訪問・指導等を行う家庭児童相談室の充実に努めます。	子育て支援課
61	教育相談等の充実	スクールソーシャルワーカーや学校教育相談員等が、不登校・いじめ等のさまざまな問題の相談に応じ、児童生徒・保護者が悩みを抱え込まないよう支援の充実を図ります。	学校教育課

No.	事業名	事業概要	担当課
62	ひとり親家庭等への相談体制の充実	ひとり親家庭のこどもたちが健やかに過ごせるよう、ひとり親家庭の親への相談や支援活動の充実を図ります。	子育て支援課
63	療育に関する相談体制の充実	障がいがある又はあると思われるこどもに対してこどもの医療、福祉、教育等に関する相談及び家族への支援も含めた包括的な相談体制の充実を図ります。また、成長の記録や相談機関、学校等における支援などをひとつのファイルにまとめたライフサポートファイルを活用し、児童の発達を支援します。	障がい福祉課
64	生活困窮者自立支援事業	就労や心身の状況、その他の事情により経済的に困窮し、またはそのおそれのある方の相談支援を行います。	社会福祉課

(5) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるこどもに対する最も重大な人権侵害です。

虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、要保護児童等対策地域協議会を中心とした関係機関との連携によるネットワークづくりの推進を図ります。また、こども家庭センターを設置し、児童虐待防止の強化を行います。

No.	事業名	事業概要	担当課
65	児童虐待防止に関する啓発	児童虐待への社会的関心を高めるとともに、地域において子どもの様子に気を配ることができるよう、児童虐待防止に関する啓発と相談・連絡窓口の周知を図ります。	子育て支援課
66	相談活動の充実	乳幼児健診時における育児相談や子育て支援センターの相談事業、家庭児童相談室への相談などを通じて、育児負担解消のための積極的な取組みを推進します。また、関係者向け研修を行い、その資質向上を図ります。	子育て支援課
67	要保護児童対策地域協議会活動の充実	要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、児童相談所・警察・保健所・社会福祉協議会・医師会・民生委員児童委員協議会及び市役所関係各部署等の関係機関で情報を共有し、連携を図りながら、虐待の早期発見・防止に努めます。	子育て支援課

No.	事業名	事業概要	担当課
65	児童虐待防止に関する啓発	児童虐待への社会的関心を高めるとともに、地域において子どもの様子に気を配ることができるよう、児童虐待防止に関する啓発と相談・連絡窓口の周知を図ります。	子育て支援課

(6) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親の家庭は、子育てをするうえで経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活において多くの課題を抱えています。ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、相談体制の充実、経済的な支援を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
69	相談体制の充実	自立に必要な情報提供や、ひとり親家庭の親に対する職業能力の向上、求職活動の支援の充実に努めます。	子育て支援課
70	経済的支援の充実	高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

(7) 子どもの貧困対策の充実

子ども・若者の意識調査では、子育てに関する費用について、食費、大学にかかる費用、小・中・高校にかかる費用が負担であるとの回答がそれぞれ約3割となっていました。また、自由意見でも金銭的支援や補助金の要望等がほぼ半数となっており、子育てに関する経済的な負担が大きいことが示されています。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困やヤングケアラーによる困難が世代を超えて連鎖しない社会を実現していくため、必要な環境整備と関係機関との連携を促進していきます。

No.	事業名	事業概要	担当課
71	相談・支援体制の機能充実と連携強化【再掲】	支援が必要な家庭の早期発見と実態把握、個々の案件に応じた適切な支援を行うため、子ども家庭センターを設置し、子どもや家庭に関する相談窓口の機能強化・相談支援体制の充実を図り、親の妊娠・出産から子どもの社会的自立まで、切れ目なくケアできるよう、関係機関・各相談機関で連携を行い、支援において実効性のあるネットワークの確保に努めます。	子育て支援課 関係各課

No.	事業名	事業概要	担当課
72	【新規】ヤングケアラーへの支援の推進【再掲】	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話をしていることで、学業や友人関係等に影響が出ている児童に対して、家事支援ヘルパー派遣やキャリア相談などの支援を検討し、推進します。	子育て支援課

基本方針2 こども・若者が安心して成長できるまち

1. ライフステージに応じた支援

妊娠期から子どもの誕生、そして社会で活躍するまでの様々なライフステージにおいて、子どもの権利が守られ、子どもの意志で選択できるような環境整備を進めていきます。

妊産婦に対しては、安全・安心で健やかな妊娠・出産、育児を行えるように、面談等で妊産婦の身体的・精神的・社会的状況について把握を行うとともに、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげます。出産後は、心身のケアや育児サポートなどを行い、妊娠、出産、子育て等のライフステージに応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施します。

(1) 教育・保育施設の充実

既存の教育・保育施設を最大限活用しながら、多様な教育・保育ニーズに対応するための基盤を確保し、待機児童の解消を図るため、地域性を踏まえながら、認定こども園や地域型保育事業等の保育施設の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
73	認定こども園の充実	すべてのこどもに教育及び保育の総合的な提供を行う認定こども園の教育・保育の質の充実に努めます。職員の研修機会の確保や、保育環境の整備を支援します。	子育て支援課
74	地域型保育事業の充実	3歳未満児を少人数で受け入れる小規模保育事業や家庭的保育事業を行うことで、きめ細かく対応できる保育の充実に努めます。	子育て支援課

(2) 保育サービスの充実

女性の就労率は今後ますます高まることが予想されることから、仕事と子育てが両立できるよう、利用者のニーズに即した多様な保育サービスの充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
75	教育・保育施設の整備	施設の計画的な整備を行うとともに、施設の安全性を確保し、保育サービスの充実に努めます。	子育て支援課 教育総務課
76	通常保育事業の充実	現状の受け入れ体制を維持しながら、適正な入所に努めるとともに、通常保育サービスの充実を図り保育の質を向上すべく保育士等の確保を進めます。	子育て支援課 (保育所) 総務課
77	延長保育事業の充実	現状の延長時間を維持しながら、ニーズに対応した延長保育サービスに努めます。	子育て支援課 (保育所)
78	休日保育事業の充実	休日保育サービスの充実と利用促進に努めます。	子育て支援課 (保育所)
79	障がい児保育の充実	加配職員の整備をし、障がい児の受け入れを進めるとともに、心理相談員等の生活指導を通して、個々の障がいに応じたきめ細かな保育サービスの充実に努めます。	子育て支援課 (保育所)
80	一時預かり事業の充実	未就園児の保護者のパート就業や急病、育児疲れなどにより利用できる一時預かり事業については、利用者の増加に対応できるよう、受け入れ体制の充実に努めます。	子育て支援課 (保育所)
81	保育士等の資質向上	各種研修などを通じて保育士等の資質向上に努めます。	子育て支援課 (保育所)
82	待機児童の解消	通常保育事業の充実や一時預かり事業の充実・施設整備などにより、待機児童の解消を図ります。	子育て支援課 (保育所)
83	病後児保育事業（病児保育事業）	児童が病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育する事業です。	子育て支援課

（3）子育て支援サービスの充実

地域子育て支援センターを中心に、子育てをしているすべての親が気軽に集い、相談などができる場を増やすとともに、高齢者と子どもなど、世代間の交流機会の充実を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
84	地域子育て支援センター事業の充実	市内4園の保育所・認定こども園内に併設されている地域子育て支援センターが、多くの市民に利用されるよう事業を周知します。また、児童館や各種団体と連携し、様々なプログラムを用意することで、気軽に利用できる支援センターを目指します。	子育て支援課 (各保育所内 地域子育て支援センター)

No.	事業名	事業概要	担当課
85	保育所・幼稚園での子育て支援	保育所における「かるがも広場」や相談事業の充実と保育所・幼稚園の園庭開放事業により、子育て支援の活動を推進します。また、ボランティアの受け入れを増やす体制を整え、地域の人材等を積極的に活用するとともに、各関係機関との共通理解を深め、より一層の育児不安解消と仲間づくりを進めます。	子育て支援課 (保育所) 学校教育課 (幼稚園)
86	世代間ふれあい交流事業の充実	園児と地域の高齢者が交流できるような行事を充実させるとともに、小・中学生等のこどもたちとも交流できるよう推進します。	子育て支援課 (保育所) 学校教育課 (幼稚園) 高齢者福祉課
87	みんなでチャレンジ事業の充実	親子で楽しみながら、スポーツ、制作、料理等にチャレンジし、体験活動を通じて親と子や、地域の人たちとのふれあいを推進します。	中央公民館
88	図書館での子育て支援	「おはなしコーナー」に乳幼児向けの絵本と、育児書や子育て支援事業情報誌を配置することで、くつろいで絵本を楽しむスペースと、育児に関する情報を提供します。	図書館
89	乳幼児期からの読書支援	0～3歳向けの親子を対象に「おひざでだっこのおはなし会」を開催し、親子と一緒にわらべうたと絵本の読み聞かせを楽しむことによって、親子のふれあいや、絵本との出会いを助けます。また4歳～小学生を対象に「おはなし会」を開催し、昔話や物語の語りと絵本の読み聞かせをすることで、本への興味を高め、読書習慣が身につくよう支援します。	図書館
90	「はいはいよちよちおはなし会」の推進	10か月児栄養・歯科相談に参加した赤ちゃんと保護者の方に、わらべうたや絵本の読み聞かせ、幼児向けブックリストの配布など、赤ちゃんと楽しい時間を持ち、親子の絆を深めてもらう事業を推進します。また児童館「ひまわりの家」などでおはなし会を行います。	子育て支援課 図書館
91	ファミリー・サポート・センター事業の充実	乳幼児や小学生等を子育てしている保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を希望する人と援助を行いたい人との相互援助活動に関するコーディネートを行い、事業の充実を図ります。	子育て支援課

No.	事業名	事業概要	担当課
92	【新規】子育て短期支援事業の充実	保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、ショートステイ等、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図ります。	子育て支援課
93	子どもキラットスマイル広場の実施	地域の大人を指導員として配置し、週末を利用して様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行う教室を実施します。	社会教育課
94	【新規】親子関係形成支援事業の充実	親子間の適切な関係性の構築を目的として、ペアレントトレーニングによる子どもの発達の状況等に応じた支援を行う体制の整備に努めます。	子育て支援課

(4) 妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠・出産・乳幼児期における各種健康診査や予防接種、保健指導の充実を図るとともに、情報の提供や適切な助言を行うことにより、心理的な負担の軽減につながる相談・支援体制を確立します。

No.	事業名	事業概要	担当課
95	妊娠期からの切れ目ない支援・相談体制の充実	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援・相談体制を構築しています。また、産前・産後に利用できるサービス等の情報提供を行うことで、安心して子育てができるよう支援するとともに関係機関と連携して養育者の育児不安の解消や、子どもの健やかな成長につなげます。	健康増進課
96	母子健康手帳の交付と妊婦への個別支援	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築しています。母子健康手帳交付時に、保健師、助産師等の専門職によるすべての妊婦への面接を行い母子保健サービス等の情報提供をするとともに、支援プランを作成し、ハイリスク妊婦への個別支援の充実に努めます。	健康増進課
97	母親学級の充実	妊娠・出産・育児について学び、妊娠中からの仲間づくりや父親と母親が協力しあって楽しく子育てに関わるよう支援します。また、妊婦同士の交流の促進と妊産婦の孤立化の防止に努め、育児不安の解消につなげます。 ママになろう！ハッピールーム	健康増進課

No.	事業名	事業概要	担当課
98	母親の心身のケアおよび産後ケアの支援体制の充実	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の充実に努めます。 産後ケア、ママのこころの相談室	健康増進課
99	産婦・新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の充実	産婦に対して必要な訪問指導を行い、疾病の予防や正しい知識の普及に努めます。 また、新生児に対して、発育・発達の確認や育児に対する助言を行うことで、養育者の育児不安の解消や、子どもの健やかな成長につなげます。	健康増進課
100	乳児相談の充実	子どもの発育・発達を確認するとともに、必要に応じて適切な支援につなげるよう充実を図ります。 また、適切な育児の周知のために、集団・個別での支援を行います。 4か月乳児相談・10か月児栄養・歯科相談・すくすく相談	健康増進課
101	乳幼児期の栄養・歯科指導の充実	乳幼児の正しい食習慣やブラッシング方法を学ぶことで、育児不安の軽減を図り、子どもの健やかな発育・発達につなげます。 また、月齢・発達に見合った食物の選択や調理法を指導するとともに、幼児期には、生活リズムと合わせた基礎的な食習慣を身につける必要性を伝え、家族全体での食生活の充実につなげます。 保育所・幼稚園を巡回し、歯と口の健康づくりについて理解し、身についていくように支援を行います。 子どもの「食」教室・ピカピカ教室	健康増進課
102	幼児健康診査の充実	子どもの発育・発達の確認をするとともに、疾病等の早期発見に努めます。 また、適切な育児の周知のために、集団・個別での支援を行うとともに、子どもの発達に応じ、専門相談や継続的な支援につなげます。 1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康診査・3歳児健康診査	健康増進課
103	育児相談・療育指導の充実	乳幼児の成長、発達の観察とそれらに応じた適切な相談・指導の充実に努めます。 あそびの教室・親子相談	健康増進課

No.	事業名	事業概要	担当課
104	定期予防接種の推進	B型肝炎・小児用肺炎球菌・5種混合ワクチン等の定期接種を安全かつ確実に実施できるよう対象者に周知し、未接種者への接種勧奨に努めます。	健康増進課
105	【新規】支援が必要な妊産婦や子育て家庭のサポートプランの作成	支援が必要な妊産婦や子育て家庭に対し、当事者の課題やニーズを把握し、それに基づいた支援方針を明確にするためのサポートプランを当事者と一緒に考えて作成します。	子育て支援課
106	【新規】子育て世帯訪問支援事業の充実	子育て世帯や妊婦を対象に、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助を訪問によって行う支援体制の整備に努めます。	子育て支援課
107	定期予防接種の再接種費用助成	造血細胞移植の前に接種した定期予防接種の効果が期待できないと医師の診断を受けた方に対し、任意での再接種にかかる費用を助成します。	健康増進課
108	新生児聴覚検査	新生児聴覚検査にかかる費用を公費負担で助成することで、聴覚の異常等早期に発見、早期療育につなげます。	健康増進課
109	妊婦・産婦健康診査	妊娠中の健康診査14回(多胎妊婦は19回)分と産後の健康診査2回分の受診券を発行、健診費用を公費負担し疾病の予防と異常の早期発見に努め、妊産婦の健康の保持増進を図ります。また、里帰り等での県外医療機関や契約医療機関以外での受診については償還払いにて助成します。	健康増進課
110	小児の夜間診療電話相談の確保	夜間に、急に子どもの具合が悪くなったとき、医療機関にすぐに受診させた方が良いか迷わされたときの相談先として「子ども急病電話相談#8000」の活用を周知します。	健康増進課
111	未熟児養育医療給付事業	出生時の体重が2,000g以下、または生活力が特に薄弱な赤ちゃんで、指定養育医療機関に入院して治療が必要とされる場合に、その治療に必要な医療費の公費負担を行い、保護者の経済的な負担軽減を図っています。	健康増進課
112	小児の休日・夜間救急医療体制の確保	「印旛市郡小児初期急病診療所」、「成田市急病診療所」について、地域連携により休日・夜間救急医療体制を確保、維持します。	健康増進課

2. 健やかな成長に向けた支援

すべての子どもの健やかな成長や健康を支援するにあたって、食習慣の乱れが子どもの心と身体の健康問題に大きく関係していることから、健康に配慮した豊かな食生活を営むことができるよう、食育を推進していきます。また、思春期を迎える次世代の健康を保つため、学校保健と連携しながら、発達段階に応じた学習、指導、相談の充実に努めます。

障がい児に対しては、保育所や幼稚園、学校での受け入れを推進し、様々な障がい特性に応じたきめ細かな対応ができるよう、各種の子育て支援事業との連携を図ります。また、医療的ケア児に対しても、本人の権利を尊重し、家族への支援体制の構築を図ります。

（1）食育の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図り、食を通じた豊かな人間形成や家族関係づくりにつながるよう、食育活動を推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
113	食育の推進	乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する行事や学習の機会や情報提供を行います。	農政課 健康増進課 学校教育課 子育て支援課
114	学校給食の充実【重点】	児童生徒の心身ともに健全な発達を図るために、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供します。	学校給食センター
115	地元産物の学校給食への優先的使用	地元で採れる新鮮な農産物等を取り入れることで、安心安全な給食を提供すると同時に、地域の自然、食文化への関心と理解を深め、育った地域への愛着を育みます。	学校給食センター
116	小・中学生歯科保健指導	ブラッシング指導を通して、児童1人ひとりが歯と口の健康づくりのために行動できるように支援します。	健康増進課

（2）思春期保健対策の充実

子どもが心身ともに健やかに成長し、豊かな母性、父性を育む教育を展開できるよう、関係機関が連携を図りながら、思春期における健康教育の実施や啓発・周知を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
117	小中連携生命（性）の教育の推進	学校教育において、発達段階に応じ、家庭・学校・地域が各々持っている力を連携し、生命の尊さを学び、自他の生命を大切にしようとする心を育て、望ましい人間関係を築くことができる児童・生徒の育成を目指します。	学校教育課 健康増進課

No.	事業名	事業概要	担当課
118	喫煙や飲酒、薬物に関する教育の推進	学校教育において、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止に対する教育を、学校ごとの全体計画に基づいて、専門有識者の協力を得ながら推進します。	学校教育課
119	【新規】こども・若者の意見を聴く体制の推進	こども・若者の意見を聴き、意見を施策へ反映させるため、こども・若者が市に対して、気軽に意見を言える取組みや意見を聴ける体制を推進します。	子育て支援課

(3) 障がい児施策の充実

妊婦や乳幼児期の健診の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見に努め、保健・医療・福祉・教育関係機関が連携を図りながら、一貫した療育指導や相談体制の充実に努めます。また、保育所、幼稚園、学校での支援体制の充実に努めます。さらに、自閉症スペクトラム症や学習障がいといった発達障がいへの意識啓発に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
120	乳児相談の充実【再掲】	子どもの発育・発達を確認するとともに、必要に応じて適切な支援につなげるよう充実を図ります。 また、適切な育児の周知のために、集団・個別での支援を行います。 4か月乳児相談・10か月児栄養・歯科相談・すくすく相談	健康増進課
121	幼児健康診査の充実【再掲】	子どもの発育・発達の確認をするとともに、疾病等の早期発見に努めます。 また、適切な育児の周知のために、集団・個別での支援を行うとともに、子どもの発達に応じ、専門相談や継続的な支援につなげます。 1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康診査・3歳児健康診査	健康増進課
122	育児相談・療育指導の充実【再掲】	乳幼児の成長、発達の観察とそれらに応じた適切な相談・指導の充実に努めます。 あそびの教室・親子相談	健康増進課
123	妊婦・産婦健康診査【再掲】	妊娠中の健康診査14回(多胎妊婦は19回)分と産後の健康診査2回分の受診券を発行、健診費用を公費負担し疾病の予防と異常の早期発見に努め、妊産婦の健康の保持増進を図ります。また、里帰り等での県外医療機関や契約医療機関以外での受診については償還払いにて助成します。	健康増進課

No.	事業名	事業概要	担当課
124	一貫した療育体制の確保	<p>障がいのある又はあると思われるこどもに対する連続した支援体制の維持、拡充を推進し、一貫した療育体制の確保に努めます。</p> <p>また、成長の記録や相談機関、学校等における支援などをひとつのファイルにまとめたライフサポートファイルを活用し、児童の発達を支援します。</p>	障がい福祉課 学校教育課 健康増進課
125	関係機関の連携強化【再掲】	児童相談所、医療機関、近隣市町村等の広域的連携を強化し、こどもの成長にあつた指導・訓練が円滑に進められるよう努めます。	関係各課
126	幼稚園の充実	<p>特別支援コーディネーターの役割を担う教員を中心に、組織的に教育を推進します。</p> <p>また、個別の指導計画、教育支援計画の作成により、計画的な体制整備に努めます。</p>	学校教育課
127	保育所の充実	障がいやこどもの発達に応じた保育を行うため、関係機関との連携を図るとともに、加配保育士の配置や保育士の研修に努めます。また、心理相談員等による巡回指導に努めます。	子育て支援課
128	児童クラブの充実	障がいのあるこどもからの児童クラブ利用希望がある場合、必要に応じて支援員を加配するとともに、施設設備について配慮するなど、可能な限り対応に努めます。	子育て支援課
129	放課後等デイサービスの充実	障がいのある又はあると思われる児童・生徒に放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、自立が促進できるよう努めます。	障がい福祉課
130	就学相談の充実	県立特別支援学校や市内小学校との連携を図り、適正な就学が行えるよう相談支援に努めるとともに、就学後においても、県立特別支援学校、各校の特別支援教育コーディネーター、教育支援アドバイザーからなる特別支援教育専門家チームによる相談支援を進めます。	学校教育課 (学校) 障がい福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
131	学校教育の充実	児童生徒への支援体制の強化を図るために、特別支援教育支援員の適正な配置を進めます。 また、特別支援教育コーディネーターを配置し、組織的に障がいのあるこどもに対する教育支援を進めます。	学校教育課 (学校)
132	経済的負担の軽減	重度心身障害者（児）医療費助成や自立支援医療費についての情報提供を進め、医療費負担の軽減を図ることにより、健康の保持と生活の安定の確保に努めます。	障がい福祉課
133	障害児福祉手当	精神（知的）又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に手当を支給します。	障がい福祉課
134	特別児童扶養手当	精神（知的）又は身体に中度以上の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の子を養育している方に手当を支給します。	障がい福祉課
135	心身障害児福祉年金	18歳未満の身体障害者手帳及び療育手帳を所持している児童を介護している保護者に支給される年金です。	障がい福祉課
136	療育手帳の交付	昭和48年厚生事務次官通知による千葉県療育手帳実施要綱に基づき知的に障がいがある方に対して、県知事が手帳を作成するもので、本市では進達及び交付を行います。	障がい福祉課
137	児童発達支援事業所の充実	障がいのある又はあると思われる乳幼児が、日常生活における基本的な動作や知識を身につけるための指導や集団生活への適応支援を提供し、自立が促進できるよう努めます。	障がい福祉課
138	自立支援医療（育成医療）	身体の機能障がいを軽減又は改善する医療費について給付し、自己負担金の軽減を図ります。	障がい福祉課
139	精神障害者保健福祉手帳の交付	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき精神に障がいがある方に対して、県知事が手帳を作成するもので、本市では進達及び交付を行います。	障がい福祉課
140	障害者手帳による各種割引・減免制度	JR運賃等運賃の割引、有料道路通行料金の割引、NHK放送受信料の免除などの各種制度の啓発に努めます。	障がい福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
141	身体障害者手帳の交付	身体障害者福祉法に基づき身体上の障がいがある方に対して、県知事が手帳を作成するもので、本市では進達及び交付を行います。	障がい福祉課
142	パーキングパーミット (身体障がい者等用駐車場の利用証)制度	公共施設やショッピングセンターなどに設置された身体障がい者等用駐車場を適正に利用していただくため、利用証を交付します。	障がい福祉課
143	ヘルプマーク・ヘルプカード	<p>●ヘルプマーク</p> <p>義足や人工関節使用者、内部障がいや知的障がいのある方、また妊娠初期の方など外見では判断できないが援助や配慮を必要としている方が、周囲に援助や配慮を必要としている旨を知らせるためのヘルプマークを対象者に交付します。</p> <p>●ヘルプカード</p> <p>障がいのある方や高齢者が、具体的な困りごとや援助の方法を記載し、外出時や災害時に支援を受けやすくするためのヘルプカードを対象者に交付します。</p>	障がい福祉課
144	精神障害者保健福祉手帳 診断書料助成	精神障害者保健福祉手帳を申請するため必要な診断書の作成にかかる診断料を助成します。 ※令和9年度末で廃止。	障がい福祉課
145	障害者総合支援法による サービスに関する理解促進	サービスを利用してない方には、広報誌や市ホームページ、SNSを活用し多くの方に制度の周知を行うとともに、既にサービスを利用している方にも、国の動向に応じて制度の周知を行い理解を深めるよう努めます。	障がい福祉課
146	障害者総合支援法による サービス提供量・質の向上	<p>サービス提供事業者や関係機関と連携し、市内特定相談支援事業所に対し、集団指導及び実地指導を行うなど、適切なサービス向上に努めます。</p> <p>また、計画相談支援は、利用者の希望などを考慮し、個々のケースに応じて必要とされる適切なサービス調整に努め、計画の見直しを行います。</p>	障がい福祉課
147	障害者総合支援法による サービスの推進体制の充実	制度の円滑な利用を進めるため、サービス提供事業者と連携し、サービス利用上の苦情等への対応に努め、適正なサービス利用を促進するとともに、場合によつては、千葉県運営適正化委員会等の関係機関の紹介を行います。	障がい福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
148	日常生活用具の給付、移動入浴車の派遣	日常生活の負担を軽減するため、日常生活用具や補装具の給付、移動入浴車の派遣を行います。 また、日常生活用具等の給付規則について実状に合わせて見直しを図ります。	障がい福祉課
149	難病患者等へのサービス提供	難病患者等への、障がい福祉サービス等の適切な支援に努めます。	障がい福祉課
150	ピアソポーター活動の促進	こころのフリースペースの参加者等に対して、ピアソポーター養成講座の受講を促すなど、ピアソポーターの養成に努めます。	障がい福祉課
151	成年後見制度・日常生活自立支援事業による支援	地域での安心した生活や自己決定を尊重し、個人の権利が守られるよう、実施ケースの研究などを進めながら、成年後見制度や日常生活自立支援事業の円滑な利用や改善を進めます。	障がい福祉課
152	精神障がいのある人等への相談活動の充実	精神障がいのある人や家族のこころの悩みや不安について、精神保健福祉士による相談支援を推進します。 また、ひきこもりや依存症等について、市の関係各課と連携を図り、相談体制の整備を推進します。	障がい福祉課
153	地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の重度化等の対応や「親亡き後」を見据え、地域社会で安心して暮らせるよう支援する拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進します。	障がい福祉課
154	バリアフリーの推進	市内の公共施設についてのバリアフリーや安全性の確保を図るとともに、障がいのある人や高齢者などへの理解を深め、支えあう「心のバリアフリー」についても推進します。	障がい福祉課
155	事業所等への普及・啓発	国や県の補助動向を見定めながら、バリアフリー新法などについて事業所等への普及・啓発・情報提供に努めます。	障がい福祉課
156	生活の場の確保	グループホームなどの運営費及び入居者家賃の支援により、地域での基盤となる生活の場の確保を促進します。 また、地域自立支援協議会を活用するなど、入居希望者とグループホームの情報共有を推進します。	障がい福祉課

No.	事業名	事業概要	担当課
157	緊急時の通報体制の普及	聴覚や言語に障がいのある人を対象としてスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET 119」や体調不良により誰かを呼ぶ場合や、救急受診する際に、救急隊や医療関係者にかかりつけ医、緊急連絡先、お薬情報等少しでも多くのご自身の情報が伝わるように、「救急医療情報シート」の利用促進を図ります。	障がい福祉課
158	災害時等避難体制の整備	市地域防災計画、及び市避難行動要支援者避難支援全体計画に基づき、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、個別計画の作成を支援します。	障がい福祉課
159	避難所における支援体制の確保	災害が発生した場合、一般避難所では避難生活をおくることが困難な障がいがある人が、安心して避難生活をおくことができるよう、福祉避難所の設置拡充を推進します。 施設や医療機関等に避難所での障がい者支援への協力を求めるとともに、特に配慮を必要とする人に応じた生活環境が確保されるよう体制整備に努めます。	障がい福祉課
160	外出支援サービスの充実	障がいのある人の外出を支援するため、福祉カー(ゆうあい号)の貸し出しを行うとともに、福祉タクシー券の交付や自動車改造費、自動車運転免許取得経費の助成など各種制度の利用促進を図ります。 また、自立支援給付の居宅介護における「通院等介助」や地域生活支援事業の「移動支援事業」を重層的に提供します。	障がい福祉課
161	手話通訳者等の派遣体制の充実	聴覚や音声・言語機能に障がいのある人が社会生活を送るうえでコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。また、近隣市町と連携し、広域での養成講座を定期的に開催し、手話通訳者の担い手の養成を促進します。	障がい福祉課

(4) 医療的ケア児等への支援体制の確立

こども本人のみならず、家族にとっても生活や心身の負担の大きい医療的ケア児等への支援について、日常の対応から緊急時の対応を含めた安心安全な支援体制の構築を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
162	医療的ケア児等への支援体制の整備	医療的ケアを必要とするこども等の状況を考慮した上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた必要な支援を円滑に受けることができるようニーズの把握に努め、保健、医療、福祉その他の各分野の支援を行う機関が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の整備に取り組みます。	障がい福祉課 子育て支援課 健康増進課
163	重度心身障害者医療費の助成【再掲】	重度心身障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の増進に寄与します。	障がい福祉課
164	難病療養者見舞金	千葉県より「千葉県特定医療費（指定難病）受給者証」「千葉県小児慢性特定疾病受給者証」「特定疾患医療受給者票」「千葉県選定制血液凝固因子障害等受給者証」の交付を受けている方に見舞金を支給します。 ※令和8年12月末で廃止。	障がい福祉課
165	障害児福祉手当【再掲】	精神（知的）又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に手当を支給します。	障がい福祉課
166	特別児童扶養手当【再掲】	精神（知的）又は身体に中度以上の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の子を養育している方に手当を支給します。	障がい福祉課
167	心身障害児福祉年金【再掲】	18歳未満の身体障害者手帳及び療育手帳を所持している児童を介護している保護者に支給される年金です。	障がい福祉課

基本方針3 こども・若者の未来を地域で育むまち

1. こども・若者を地域社会で支える取組

こども基本計画の主体は、こども・若者となりますが、生活の基本は家庭にあります。しかし、少子化や核家族化が進み、家庭における子育て機能が変化していくなかで、未来の社会を支えるこどもたちの健全な育成は、地域全体で支援していく必要があります。こうしたことから、行政だけではなく、市民、ボランティア団体などあらゆる団体や個人が地域活動の担い手となり、それらが連携し合う仕組みづくりに努めます。

(1) 家庭や地域の教育力の向上

家庭の教育力向上を目的に、家庭教育講演会や家庭教育学級などを通して、子育てに必要な学習機会や情報の提供に努めます。また、地域全体で子どもを育てるという視点から、さまざまな体験活動の場や交流機会への取組みを支援します。

No.	事業名	事業概要	担当課
168	家庭教育の学習機会と情報の提供	家庭教育学級などを通じて、子育てに関する知識や技術を身に付ける学習を推進し、子どもを取り巻く社会状況等への理解を深めるとともに、親同士の交流を図ります。 また、家庭教育に関する情報提供を充実し、意識の高揚を図ります。	社会教育課
169	育て八街っ子事業の充実	児童生徒一人ひとりの夢や希望を育む教育のあり方について、各学校・家庭・地域が相互に連携し、総合的な教育実践事業を推進します。	学校教育課
170	地域活動への子どもの参加促進	地域での行事、スポーツ活動など、さまざまな地域活動を通じて異年齢児との交流や世代間の交流を実現し、人との関わりを積極的に推進します。 また、関係団体との連携を強化し、活動の活性化を図ります。	社会教育課 スポーツ振興課

(2) 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
171	地域における相談体制の充実【再掲】	民生委員児童委員との協力体制の強化を図り、児童相談所、学校等との連携のもと、地域における相談や支援活動の充実に努めます。	子育て支援課
172	地域に開かれた保育所・幼稚園の利用の促進	保育所・幼稚園を地域に開かれたものとし、子育て支援の場としての利用拡大に努めるとともに、関係機関との連携に努めます。	子育て支援課 (保育所) 学校教育課 (幼稚園)
173	社会福祉協議会との連携	親子が気軽に集える憩いの場において、ボランティア団体と連携し、子育て支援を推進します。	子育て支援課 社会福祉協議会

No.	事業名	事業概要	担当課
174	地域における子育て支援の実施	地区社会福祉協議会が、地区の公民館などで様々な遊びを通じて、こどもや母親などの交流を広げる場として子育てサロンを開催しています。	社会福祉協議会
175	民生委員・児童委員による相談支援	地域住民の身近な相談相手となり生活上の不安や困りごとを把握し、必要な支援につながるよう行政機関等と連携を図ります。	社会福祉課 子育て支援課
176	保護司会等関係団体との連携	更生保護及び青少年の健全育成のために、保護司会等関係機関と協議、連携して取り組みます。	社会福祉課
177	社会を明るくする運動	犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、保護司会など多様な団体とともに活動等に取り組みます。	社会福祉課
178	自治組織への参加促進	区・自治会の参加者を増やし、地域の担い手を確保するとともに、自治組織の連携及び広域化を検討し、住民同士が支え合って暮らすことができるまちを促進します。	市民協働推進課
179	地域まちづくり協議会の設立・運営支援	地域まちづくり協議会を設立し、区・自治会やN P O、ボランティア団体、学校、事業者等が広域で連携して取り組むことで担い手不足を解消し地域課題の解決を図ります。	市民協働推進課
180	地域活動へのこどもの参加促進【再掲】	地域での行事、スポーツ活動など、さまざまな地域活動を通じて異年齢児との交流や世代間の交流を実現し、人との関わりを積極的に推進します。 また、関係団体(スポーツ協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団等)との連携を強化し、活動の活性化を図ります。	スポーツ振興課

(3) 子育て情報の提供と相談の場づくり

子育て家庭に対して、子育て支援サービスに関する的確な情報を提供するとともに、育児についての悩みや不安を少しでも減らせるよう気軽に相談ができる体制の充実に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
181	乳幼児の健康相談事業の推進	こどもの成長発達・育児に関する相談に応じ、乳幼児期の不安軽減、健康増進を図ります。 乳児相談・すくすく相談・離乳食相談等	健康増進課

No.	事業名	事業概要	担当課
182	家庭児童相談室の充実 【再掲】	こどもや家庭に関わる相談に対応して、訪問・指導等を行う家庭児童相談室の充実に努めます。	子育て支援課
183	教育相談等の充実【再掲】	スクールソーシャルワーカーや学校教育相談員等が、不登校・いじめ等のさまざまな問題の相談に応じ、児童生徒・保護者が悩みを抱え込まないよう支援の充実を図ります。	学校教育課
184	ひとり親家庭等への相談体制の充実【再掲】	ひとり親家庭のこどもたちが健やかに過ごせるよう、ひとり親家庭の親への相談や支援活動の充実を図ります。	子育て支援課
185	子育て情報の提供	広報紙や市ホームページのほか、関係機関等を通じて、子育て情報の提供に努めるとともに、相談窓口の啓発を図ります。	子育て支援課
186	相談活動の充実	<p>地域自立支援協議会への参画促進と部会の臨機応変な開催等により、地域自立支援協議会を活性化させ、地域の支援機関のネットワークが充実するよう取り組みます。</p> <p>また、広報紙やインターネット等を通じ地域相談員や広域専門指導員などの周知を図り情報提供に努めるとともに、精神疾患の早期発見・早期治療を進めるため、精神保健福祉士等の有資格者を配置し、相談支援体制の充実を図ります。</p>	障がい福祉課
187	中核地域生活支援センター等の利用促進	緊急時の相談対応や権利擁護、各種サービスの利用調整を進めるため、中核地域生活支援センターや地域包括支援センターと連携を図りながら、広域的な利用を促進します。	子育て支援課 社会福祉課 健康増進課 障がい福祉課
188	児童発達支援センターの設置	地域における重層的な支援体制の中核機関として児童発達支援センターを設置し、障がいのあるこどもの地域社会への参加、包容を推進します。	障がい福祉課
189	基幹相談支援センターの相談活動の充実	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、市内の特定相談支援事業所のうち5事業所をサテライトとして運営を支援します。	障がい福祉課

2. 未来を担うこども・若者の支援

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域社会においていきいきと暮らし、安心してこどもを生み育てられる環境とするために男女が共に家庭における役割を担うことへの意識啓発を図るとともに、すべての市民が生活と仕事のバランスの取れた働き方が実現でき、子育て環境や働き方が改善されることによって出生率の向上につながるよう各種支援を推進します。

(1) 次代の親の育成

男女共同意識の普及定着を図るとともに、将来、親となるために必要な母性や父性への理解や命の大切さなどについての学校教育を推進します。

また、こどもを生み育てることや命の大切さを理解することができるよう、直接、乳幼児とふれあい、交流する取組みを推進します。

No.	事業名	事業概要	担当課
190	乳幼児とふれあう場づくりの推進	保育所・幼稚園において、中学生の家庭科授業や高校生の職場体験の受け入れを拡大し、中高生が直接乳幼児とふれあい交流する場づくりを推進します。	子育て支援課 (保育所) 学校教育課 (幼稚園)
191	歯っぴーヘルシー講座	出産後、次世代を育成していく父や母が健康づくり(栄養・歯科)の基本を学び若い世代からの健康づくりと乳幼児の健やかな成長に繋げられるように支援します。	健康増進課

(2) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

子育てと仕事の両立を支援し、男女ともに充実した家庭生活を送ることができるよう意識啓発を図ります。

No.	事業名	事業概要	担当課
192	学校教育での意識の啓発	「家庭科」で、家庭生活に関する基礎的な知識と理解を深めるとともに、必要な技術・実践的な態度を育てます。	学校教育課
193	男女共同参画計画の推進	八街市男女共同参画計画に基づき、すべての人が互いに人権を尊重し、平等な立場で、ともに参画できる社会を実現するため、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」に向けた取組みを推進します。	企画政策課

No.	事業名	事業概要	担当課
194	結婚新生活支援事業	一定の年齢や所得未満の新婚世帯に、婚姻を機に新たに住宅を取得した際に要した費用の一部を補助し、経済的負担の軽減を図ります。	企画政策課

(3) 多様な働き方への支援

仕事と生活の調和の実現については、地域の実情に応じ、多様な勤務形態の導入や人材の活用、業務の見直しによる仕事時間の縮減などの普及に努めます。

No.	事業名	事業概要	担当課
195	育児休業制度等の普及啓発	情報提供を通して、子育てと仕事の両立に関する周知・啓発を図ります。	商工観光課
196	女性の再就職の支援	女性の再就職に関する相談機関の紹介や情報提供に努めます。	商工観光課
197	被保護者就労支援事業	生活困窮者支援制度やハローワーク、子育て支援課、障がい福祉課、高齢者福祉課と連携し、自立を目指した支援を行います。	社会福祉協議会
198	被保護者就労準備支援事業	就労に向けた準備段階として、生活習慣や社会的能力の習得、就職活動の技法等の取得など、計画的なプログラムにより支援します。	社会福祉協議会
199	障がい者雇用の啓発	ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、雇用の啓発活動及びトライアル雇用などの情報提供に努め、雇用を促進します。	障がい福祉課
200	ジョブコーチによる支援	障がい者就業・生活支援センター等の関係機関との連絡調整や地域におけるジョブコーチの人員確保に努め、就職までの就職支援だけでなく雇用後の就労継続に向けて職場適応支援を促進します。	障がい福祉課
201	育児・介護休業及び次世代育成支援対策の推進	企業・労働者向けの相談に対応するため国が設置した「仕事と育児・介護の両立支援制度等に関する相談窓口」の周知・啓発を図ります。	商工観光課
202	若年者就業相談窓口	就職に関する様々なサービスを提供している若年者就業相談窓口の『ジョブカフエちば』についての情報提供を行います。	商工観光課
203	女性の就労支援	『千葉県ジョブサポートセンター』と連携し、女性の就労が円滑に進むよう、支援セミナーを実施します。	商工観光課 子育て支援課
204	就労準備支援事業	職業訓練・求職者支援訓練等の公的職業訓練の周知を図ります。	商工観光課

No.	事業名	事業概要	担当課
205	就労支援事業	就労支援に関する相談窓口やイベント等について、情報提供を行います。	商工観光課
206	育児休業・看護休業等の導入と活用の促進	企業等の職場における育児休業、子どもの看護のための休業等の導入や活用を促進し、子育てと仕事の両立に向けた周知・啓発に努めます。	商工観光課
207	創業支援事業	<p>商工会議所と連携し、国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、個別相談や創業セミナーの開催、事業計画の作成支援など、創業に至るまでの各段階で、創業支援事業者と共にニーズに応じた複合的な支援に取り組みます。</p> <p>また、市の融資制度の活用により、事業に要する資金の調達が困難な創業者に対し、金融機関からの資金融資を円滑にするとともに、当該融資の利子補給を行います。</p>	商工観光課
208	商工振興事業	<p>事業に要する資金の調達が困難な中小企業者に対し、金融機関からの資金融資を円滑にするとともに、当該融資の利子補給を行います。</p> <p>商工会が小規模商工業者のために行う経営改善普及事業や事業承継の支援に要する経費に対し補助金を交付します。</p> <p>千葉県産業振興センター等が実施する各種セミナーの周知を図ります。</p>	商工観光課
209	労働に関する相談窓口の周知	就職を希望する若者や働いていることでの悩みに関する相談窓口の周知を行い、若者の自立を促進します。	商工観光課

第5章 計画の推進体制

第1節 計画の推進体制

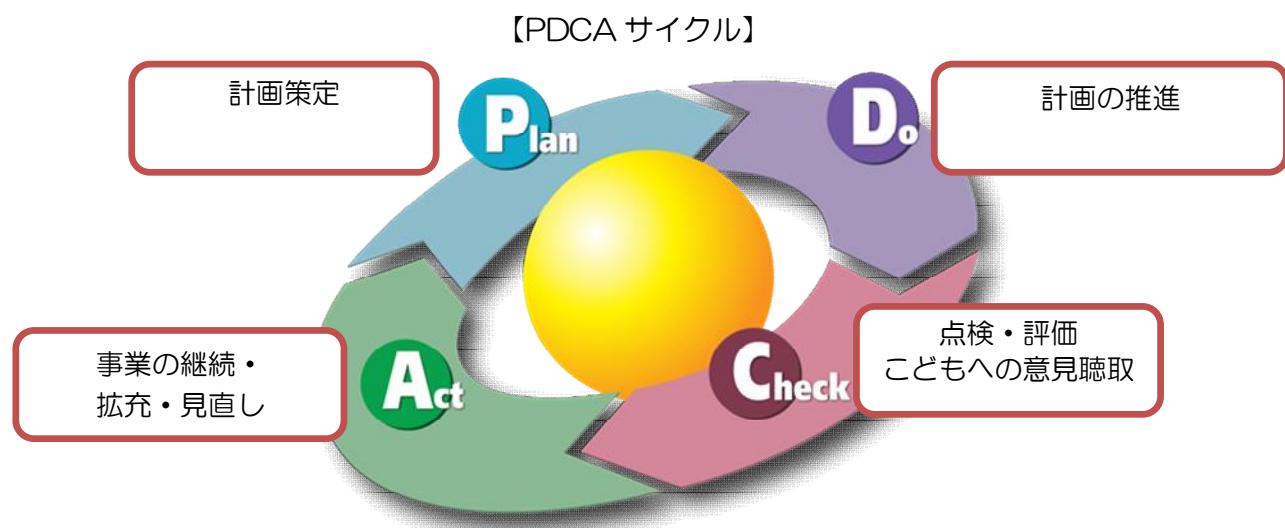
1 関連機関との連携

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民をはじめ、地域、学校、N P O法人、社会福祉協議会、ボランティア、企業・事業者などの関係機関・団体等の協力が必要不可欠です。このため、市民他関係機関・団体等と相互に連携し、計画の着実な推進を図ります。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画の策定に向けて、学識経験者、子育ての当事者や支援者、教育・保育関係者等から構成する「八街市子ども・子育て会議」において議論を行ってきました。

当会議は、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況を調査・審議する場に位置付けられているため、計画策定後も当会議において、各施策の進捗状況を把握し、点検・評価を継続的に実施することにより、P D C Aサイクルに基づく進行管理を実施します。また、子どもの意見を聴く機会も確保し、子どもが主体的に関わることができるよう取り組みます。評価にあたっては、庁内関係部署による内部評価に加え、外部評価による公正な評価の仕組みを導入しています。



第1節 八街市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子どもの福祉に関する事項を調査審議する合議制の機関として、八街市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項に掲げる事務を処理すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定により児童福祉に関する審議会が調査審議する事項その他法令の規定により当該審議会の権限に属する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの福祉に関すること。
- (4) 前各号に掲げる施策及び事務に関し、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体に属する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (5) 市民

3 市長は、前項第5号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康子ども部子育て支援課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則 (平成26年9月27日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

第2節 八街市こども計画策定の経過

日程	主な内容
令和7年4月～5月	・「子どもの生活実態調査」「子ども・若者の意識調査」実施
【令和7年度第1回】 令和7年7月17日	【議題】 ・子ども誰でも通園制度について ・八街市こども計画の策定について ・子ども家庭センターの設置について
令和7年8月	・関係施設・団体調査実施
【令和7年度第2回】 令和7年12月9日	【議題】 ・八街市こども計画素案について
令和8年1月15日～ 令和8年2月17日	・パブリックコメント実施 ・八街市こども計画（案）
令和8年1月16日	八街っ子夢議会議員意見聴取
【令和7年度第3回】 令和8年2月27日（もしくは 3月2日） (書面協議)	【議題】 ・パブリックコメント結果報告 ・八街市こども計画の承認

第3節 子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略；順不同)

番号	区分	氏名	所属	任期
1	学識経験を有する者	栗 飯 原 雄 三	元市立中学校長	R7.12.1～R9.11.30
2		大 石 忠 男	元市立小学校長	R7.12.1～R9.11.30
3	関係団体に属する者	狛 義 和	社会福祉協議会	R7.12.1～R9.11.30
4		野 本 三 和 子	主任児童委員	R7.12.1～R9.11.30
5		岩 間 進	八街商工会議所 専務理事	R7.12.1～R9.11.30
6	子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	宇 井 さ おり	私立八街すずらん幼稚園長	R7.12.1～R9.11.30
7		和 田 有 香	私立明徳やちまたこども園長	R7.12.1～R9.11.30
8		小 平 桂	私立けやき保育園長	R7.12.1～R9.11.30
9		鈴 木 栄 枝	私立いろはに保育園長	R7.12.1～R9.11.30
10		長 谷 川 正 幸	八街市児童館ひわまりの家館長	R7.12.1～R9.11.30
11	子どもの保護者	伊 藤 彩	公立幼稚園父母代表	R7.12.1～R9.11.30
12		鵜 澤 礼 実	公立保育園父母代表	R7.12.1～R9.11.30
13		川 崎 歩 未	私立幼稚園父母代表	R7.12.1～R9.11.30
14	市民	大 塩 愛 美	市民（公募）	R7.12.1～R9.11.30
15		佐 藤 郁 美	市民（公募）	R7.12.1～R9.11.30

第4節 用語解説

用語	説明
ア行	
I C T 機器	情報処理・情報通信分野の関連技術の総称
医療的ケア児	N I C U (新生児特定集中治療室) 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要なこども
N P O 法人	非営利団体。「N o n - P r o f i t O r g a n i z a t i o n」の略称
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念（文部科学省）
カ行	
教育・保育施設	保育所、幼稚園、認定こども園、事業所内保育事業所の総称
コーホート変化率法	あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法
子育てサロン	子育ての不安や悩みを持つ親同士が気軽に無理なく集い、子育ての相談・情報交換などを通じて子育てを楽しみ、仲間づくりを行う場所
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの（一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する）
高等職業訓練促進給付金	ひとり親の方が就職の際に有利となる資格の取得を目指して養成機関で修業する期間の生活費を支援する制度
こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設
こどもまんなか社会	こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる社会のこと
サ行	
児童館	こどもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的に整備した施設
主任児童委員	児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるこ
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組みを支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の親に対し給付金を支給し、自立の促進を図る制度
スクールカウンセラー	児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う専門職

用語	説明
スクールソーシャルワーカー	不登校、いじめ、虐待など、さまざまな問題に直面している児童・生徒たちの課題解決を図る専門職
タ行	
地域子ども・子育て支援事業	すべての子育て家庭を対象に、市町村が地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業
特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの
ナ行	
認定こども園	保育所・幼稚園などのうち①、②の機能を備え、都道府県知事（一定の場合においては都道府県の教育委員会）から認定を受けた施設 ① 教育及び保育を一体的に提供（保育を必要とする子どもにも、必要としない子どもにも対応） ② 地域における子育て支援（子育て相談や親子の集いの場の提供）の実施
ハ行	
ピアソポーター	障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動を行う者
P D C A サイクル	「P l a n (計画)」「D o (実行)」「C h e c k (調査)」「A c t i o n (改善)」、このプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る考え方
放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校などを活用し、こどもたちの活動拠点（居場所）を確保し、放課後や週末などにおける様々な体験活動や地域住民との交流活動などを支援する事業（文部科学省）
放課後等デイサービス	障がい児通所支援事業の1事業であり、学校に就学する障がいのある児童が対象。授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う事業
マ行	
民生委員児童委員	地域住民（こどもから高齢者まで）の困りごとや心配ごとを聞き、関係者や関係機関へつなぐ活動を行う者
ヤ行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者
幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し適切な連携・協力を確保するための機関
ワ行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和

八街市こども計画

【案】

令和8年1月

編集 八街市健康子ども部子育て支援課

発行 八街市

〒289-1192 千葉県八街市八街ほ 35-29

電話 043-443-1693

E-mail kosodate@city.yachimata.lg.jp
